

# 第5次吉川市総合振興計画後期基本計画 (素案)

部門別計画・重点テーマ編

－ 目 次 －

第1章	ふれあい・交流・協働のまちづくり（市民交流部門）	1
第2章	元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）	8
第3章	うるおい・安心・快適なまちづくり（生活環境部門）	21
第4章	躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）	37
第5章	生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）	48
第6章	まちづくりの推進のために（行政運営）	56
重点テーマ		64

# 第1章 ふれあい・交流・協働のまちづくり(市民交流部門)

## 第1節 コミュニティ活動の推進

### 1 施策の目的

- すべての人と人とが結びつき、相互に理解し深く関わりあう地域社会の実現をめざします。

#### (1) 現状と課題

地域コミュニティ活動への参加率は自治会加入率の減少とともに進行しており、高齢化や共稼ぎ家庭のため参加が難しいことや、都市開発により地域コミュニティが形成途上であることが背景として考えられます。

また、自治会等地域活動への理解や必要性の認識が不足しているとともに、活動への参加意欲があっても参加できない環境にある市民が多いことが推察できます。

#### (2) 取組みの方向性

- 自治会の活動に対する理解や加入の必要性に対する認識の向上
- 自治会活動を継続していくための支援
- 自治会活動の拠点施設の整備・充実
- 自治会やボランティア団体、NPOなど各活動団体の交流の促進
- 地域住民や団体同士がふれあえる機会の拡大

### 2 施策小項目

#### (1) 自治会活動の支援

- ①自治会や自治連合会と協働し、自治会加入促進を強化します。
- ②自治会活動に対する市民の理解促進のため、市民の意識啓発に努めます。
- ③自治会が行う様々な地域活動を支援します。
- ④活動拠点の整備等に係る支援と公共施設の有効活用を図ります。

#### (2) コミュニティ活動の支援

- ①住民同士や団体同士がふれあう機会をつくります。
- ②各団体間のネットワークづくりを支援します。
- ③コミュニティ活動の活性化のため、関連情報を積極的に提供します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 自治会活動の支援・自治会活動への理解や加入の必要性の認識を高め、地域活動に参加します。
- コミュニティ活動の支援・自治会、ボランティア団体、NPOなどの市民活動団体間の交流を図ります。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
地域コミュニティ活動への参加率	%	52.4 (H28)	60
市民活動サポートセンターの登録者(団体・個人)	団体個人	120 (H27)	150
自治会加入率	%	73.57 (H27)	80

## 第2節 ひと ひと 女と男が互いに認め合う社会づくり

### 1 施策の目的

- ・ すべての男女が自分らしく生きることができる社会をめざします。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会をめざします。

#### (1) 現状と課題

男女平等意識は、市民意識調査の設定時と比較すると大幅に高まりましたが、平等意識を感じないとする理由として多くは「職場や社会通念・慣習で男性が優遇されている」とする回答となっています。

また、配偶者暴力相談に関して、相談員の配置を増やすなど取り組んでいますが、引き続き相談体制の充実を図っていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 男女共同参画の啓発
- ・ 男性の働き過ぎや男女の賃金格差、子育て・介護支援の問題など男女共同参画の理解に向けた働きかけ
- ・ 市における政策や方針の決定に関わる立場の女性を増やしていく
- ・ 市民や関係機関等との連携による男女共同参画の推進
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 深刻なDV相談に適切な対応を図る「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の機能の発揮
- ・ 男女がともに働きやすい環境づくり

### 2 施策小項目

#### (1) 男女共同参画の意識づくり

- ①「男女共同参画」意識の浸透を図るため、積極的に情報提供をすすめるとともに、さまざまな方を対象にした啓発事業を実施します。
- ②男女平等教育や性の多様性などに関する理解についての教育を推進します。
- ③国際的な視野に立ち、男女共同参画を推進します。

#### (2) 男女共同参画の環境づくり

- ①政策・方針決定への積極的な女性登用を図るため、新たな女性参画・登用者の発掘やシステム作りをすすめます。

#### (3) 男女共同参画推進の体制づくり

- ①市民と行政が協働で推進できる体制を整備します。
- ②関係機関との連携及び活動拠点であるおあしすを中心とした情報の発信を図り、男女共同参画の施策の推進に努めます。

#### (4) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ①ワークライフバランスを総合的に推進し、男女が子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動、及び就業やその他地域活動などの社会生活における活動に対等に参画できる環境づくりを支援します。
- ②市が先頭に立って男女がともに働きやすい職場づくりを行い、男女共同参画・女性活躍推進を発信していきます。

#### (5) 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

- ①配偶者等に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進します。
- ②市民の最も身近な相談場所である「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の周知を図るとともに、相談・支援体制の充実に努めます

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 性別に捉われることなく、男女が家庭や職場、地域社会の活動などに対等に参画します。
- ・ 配偶者等に対するあらゆる暴力を認めません。

## 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
男女が平等であると感じる市民の割合	%	62.4 (H28)	70
市の審議会等委員の総数に対する女性委員の割合	%	26.6 (H27)	40
DV防止地域サポーターの人数	人	46 (H27)	100

## 第3節 平和で思いやりのある地域社会づくり

### 1 施策の目的

- ・ 戦争の悲惨さが理解され、争いのない平和な社会をめざします。
- ・ 優しさと思いやりにあふれ、お互いの人権を尊重し合えるまちをめざします。

#### (1) 現状と課題

人権教育・同和教育の推進及び人権啓発活動の推進について、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して正しい理解と認識を深め、差別を許さないという意識が広がってきました。社会全般ではインターネットへの悪質な書き込みやヘイトスピーチなどの新たな人権問題の発生や、高齢者・子どもなどへの虐待も今なお発生しており、今後も継続した取り組みが必要になっています。

また、平和意識の高揚については、平和都市宣言に基づく様々な平和関連事業を通じて高まりつつありますが、様々な世代の参加に工夫が必要となっています。

さらに、市民が抱える様々な悩みや心配事、苦情などについて、気軽に相談できるようになり、解決の糸口を見つけ出せるようになりましたが、市民相談の内容が多岐にわたるため、関連機関との連携を継続・拡大していくことが必要となっています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 戦争や原爆など、過去の悲惨な出来事への記憶や関心を薄れさせぬことが必要
- ・ 優しさや思いやりの心を育む環境
- ・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がい者や外国人などの人権問題の解決
- ・ メールやインターネットを悪用した、いじめ等、新たな人権課題への対応

### 2 施策小項目

#### (1) 平和意識の高揚

- ①平和都市宣言に基づく平和関連事業を実施し、平和について考える機会を提供します。
- ②講演会や体験講話会などにより、戦争を知らない世代に伝承していきます。

#### (2) 人権教育・同和教育の推進

- ①同和問題をはじめとする様々な人権問題について、市民の正しい理解と認識を深める研修会や講演会などの充実を図ります。
- ②家庭、地域、学校、職場や余暇活動などのあらゆる場や機会において、人権教育・同和教育を受けられる環境づくりに努めます。

#### (3) 人権啓発活動の推進

- ①人権啓発パネル展、人権作文や啓発資料の配布など、あらゆる方法を取り入れ様々な機会を通じた啓発活動を推進し、人権を尊重し合えるまちづくりに努めます。

#### (4) 市民相談の充実

- ①市民の人権擁護、権利擁護のため、人権相談をはじめとする各種市民相談の充実に取り組めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 平和や人権に関するイベントや研修会等に参加します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
差別や人権侵害のない社会であると感じる人の割合	%	75.8 (H28)	80

## 第4節 国際性豊かなまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 外国人を含むすべての市民が暮らしやすい「多文化共生社会」をめざします。
- ・ 外国の地域と交流することで国際的な理解が深まることをめざします。

#### (1) 現状と課題

多文化共生社会に対する市民満足度は、順調に伸び約7割の方が「多文化共生社会となっていると感じる」となっていますが、市内在住外国人の満足度の把握が不足しています。

国際友好協会との共催によるイベントを通じて、市内在住外国人との市民交流が進んできています。

また、小中学校の外国人転入生への日本語支援事業の要望が多く、個々のレベルに応じた細やかな指導が必要となっています。

子どもたちを対象とした姉妹都市への青少年親善訪問団派遣事業への参加者が減少傾向にあるため、交流事業の充実を図る必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 日本語や日本文化が理解できず、不自由な思いをしている市内在住外国人の支援
- ・ 多くの市民への「多文化共生」意識の浸透
- ・ 新たな国との国際交流

### 2 施策小項目

#### (1) 多文化共生の推進

①行政の国際化に努め、市内在住外国人への情報提供をするとともに、日本語・日本文化を習得できる機会の充実を図ります。

②「多文化共生」意識を広く浸透させるため、市民が気軽に外国の人や文化と触れ合える機会を提供します。

#### (2) 国際交流の充実

①友好姉妹都市米国オレゴン州レイクオスエゴ市を中心とした交流事業を推進します。

②吉川市国際友好協会など市民が主体となった国際交流活動の支援を行い、国際理解を深めるとともに、国際交流を担う市民の発掘に努めます。

③新たな国との国際交流の可能性を見据え、市内在住外国人と協働を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域を支え合う多文化共生意識を持ち行動します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
多文化共生となっていると感じる市民の割合	%	59.7 (H28)	70

## 第5節 都市間交流における人づくり

### 1 施策の目的

- 異なる都市、地域の文化などに触れることで、郷土への愛着を高めるとともに、人々との交流が深まることをめざします。

#### (1) 現状と課題

都市間交流への取組みとして交流事業を実施していますが、参加者数が前期基本計画の目標値に届かないことが課題となっています。その一方で、全体的には、市民まつりやなますの里マラソン、小学生相互交流などを長年にわたり積み重ねたことで交流が深まりました。

引き続き、交流を深める支援を積極的に展開していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- 都市間交流による人づくり
- 交流事業に対する参加者の拡大
- 交流活動団体の運営強化

### 2 施策小項目

#### (1) 国内交流の充実

- ①吉川市と結びつきのある都市間におけるさまざまな交流事業を通じた人づくりを推進します。
- ②友好提携を結ぶ岩手県一関市室根町と多くの市民が交流を図れるよう、情報提供に努めます。
- ③交流活動団体の自立と運営強化を支援します。
- ④市民が主体となる様々な地域との交流を支援します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 国内交流事業への参加を通じて、他地域の文化に触れ、交流を深めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市や吉川・室根交流協会が実施する交流事業に参加した市民の数	人	171 (H25～H27の平均)	200



## 第6節 市民参加のまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 市民が自らの意志に基づいてまちづくりに参加できる環境と機会の充実をめざします。
- ・ 市民と行政がそれぞれの資源や知恵を持ち寄り、一緒にまちづくりを進めていくことをめざします。
- ・ 市民活動が活性化することをめざします。

#### (1) 現状と課題

市民の皆さんのまちづくりに対する市民参加への関心が高まっていることから、規定の市民参画手続の対象にとどまらず、現在、まちづくりへの意見等を様々な形で聴取しています。

今後は、基本構想におけるまちづくりの基本理念「共にまちを想い、共にまちを創る」のもと、市民参画をさらに一歩進め、市民の専門的知識や経験を市政に反映した市民目線の市政運営を実現していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 市の施策や取組みに対する市民の関心を高める
- ・ より効果的な市民参画手法の確立
- ・ 市民参画の有効性を全ての職員が理解する
- ・ 職員・市民の協働に関する意識を高める
- ・ 市民からの事業提案を受け入れる体制づくり
- ・ 活動拠点や支援拠点の機能の充実
- ・ 各活動団体間における交流や連携
- ・ 市民活動を支える人材

### 2 施策小項目

#### (1) 市民参画の推進

- ①効果的な市民参画手続きや周知方法を研究し、実践します。
- ②職員の意識向上を図ります。
- ③市民に対する啓発や情報提供を充実し、市民意識の高揚を図ります。
- ④市民参画に関する情報提供の充実を図ります。
- ⑤市民からの提言を頂き、市政運営に反映します。

#### (2) 市民と行政による協働の推進

- ①協働指針を推進します。
- ②職員・市民に対する啓発を図り意識高揚を図ります。
- ③市民からの事業提案を受け入れるシステムを構築します。

#### (3) 市民活動の支援

- ①市民活動拠点や支援拠点として、市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。
- ②市民団体、行政、企業のネットワークを構築します。
- ③地域や団体のリーダーとなる新たな人材の発掘と育成を図ります。
- ④公共の利益となる市民活動団体を育成していきます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ まちづくりの主体として、自らの言動に責任を持ち、行政と共にまちづくりを進めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
協働事業件数	件	32 (H27)	44

## 第2章 元気・健やか・幸せのまちづくり(健康福祉部門)

### 第1節 市民が参加する福祉のまちづくり

#### 1 施策の目的

- ・ だれもが住み慣れた地域で安心した生活を送れることをめざします。

##### (1) 現状と課題

性別や世代に関係なく社会的孤立が問題になっています。少子高齢化・家族の縮小化・コミュニティの希薄化などの複合的な問題が絡みあい、市の制度だけで解決することは困難になってきている中、自分自身で必要な情報を取得し問題を解決する力や、近所や地域での支え合いによる地域の力が不可欠です。

地域活動の担い手となる人づくりや、自治会・ボランティア・NPO など多様な主体の活性化を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくりを目指して取り組んでいく必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・ 地域のコーディネーターや市民活動の核となる人物を育成・活動に対する支援
- ・ 希望する福祉サービスの情報を適切に選択できるようにする
- ・ 福祉意識を醸成し、地域福祉の担い手を増やす
- ・ 地域で支え合う力を強める

#### 2 施策小項目

##### (1) 地域福祉活動の支援

- ①地域福祉の担い手となる市民や自治会、社会福祉協議会、NPO、ボランティア組織などの地域福祉活動を支援します。

##### (2) 福祉意識の醸成

- ①小・中学校の教育活動全般において他者への理解や思いやりを育む取組みを進めます。
- ②福祉講座等を通じて福祉意識の醸成や知識の向上を図り、地域福祉の担い手を増やすことを推進します。

##### (3) 支援体制の構築

- ①要援護者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を支援します。
- ②認知症やうつ病などの疾病を予防し、早期治療に繋げるとともに、自殺防止を図るため、疾病等に対する理解と互いの気づきによる見守り体制を推進します。

#### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市民一人ひとりが地域での助け合いなどについて理解を深めるとともに、身近なところから自ら何ができるかを考え、主体的に地域福祉活動に参加します。

#### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
要援護者見守りネットワークの協定事業所数	事業所	57 (H27)	120

## 第2節 未来を育む児童福祉の推進

### 1 施策の目的

- 子どもたちが健やかに自分らしく成長できる地域社会を築きます。

#### (1) 現状と課題

児童福祉の推進については、これまで「吉川市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、様々な事業を展開してきました。平成27年3月には、「吉川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童の解消や地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいるところです。近年は、ライフスタイルの変化や働き方の多様化、美南地区における多くの子育て世帯の転入などにより保育ニーズが増加しており、保育所等の施設整備の促進を図る必要があります。

また、核家族化や地域コミュニティの希薄化による子育ての孤立化、子育て不安や負担感の増、さらには児童虐待への発展も懸念されており、よりきめ細やかな子育て支援の充実が求められ、特に、妊娠期から各ライフステージにおいて、必要な子育て支援を切れ目なく行っていく必要があります。

一方、地域においては、つながりの再構築を図るため、地域のボランティアによる寺子屋事業などが展開されています。これらの活動を各地域に広げ、社会全体で子育てを応援する、また子どもを守り育てるという考え方を広げて、子どもや子育てを地域で支える気運を醸成していくことが重要です。

また、全国的に貧困率が高まっている中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策への取り組みが求められています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 妊娠期から切れ目のない子育て家庭へのサポート
- ・ 子育て家庭を孤立化させない支援
- ・ 児童手当や子ども医療費制度等による子育て家庭への経済的支援
- ・ 児童虐待発生の防止
- ・ ひとり親家庭等への支援
- ・ 仕事と子育てを両立できる保育環境の整備
- ・ 子どもを対象とした犯罪被害の防止
- ・ 生活困窮世帯の子どもの支援

## 2 施策小項目

### (1) 地域における子育ての支援

- ①子育て支援の担い手の育成を行うとともに、地域、企業、関係機関や子育て支援団体などとの子育て支援の役割分担と相互の連携を図ります。
- ②児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童健全育成のための事業を推進します。
- ③地域子育ての拠点となる子育て支援センターを整備し、市民団体と協働で事業を展開します。
- ④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援のためのワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を図ります。
- ⑤ファミリー・サポート・センターや緊急サポートセンター等の事業を通じて、子育ての助け合い活動を推進します。
- ⑥学童保育室の整備、地域寺子屋事業等の活用により、放課後の児童に対する支援を充実させます。

### (2) 子どもの健やかな成長の支援

- ①子ども医療費制度により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ②児童手当など各種手当の支給やひとり親家庭等に対する支援など子育てに対する経済的な支援を行うとともに、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ③児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関との連携強

化を図ります。

④様々な児童福祉問題に対処するため、児童福祉司を配置し、児童に対するケースワーク体制を強化するとともに、家庭児童相談員や母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。

⑤子どもの貧困問題に取り組めます。

**(3) 子育て環境の整備**

①保育所の待機児童解消に向けて、民間保育所の整備を促進します。

②多様な働き方に対応した子育て支援の展開をすすめます。

③多子世帯の幼稚園・保育所の保育料等の負担の軽減を図ります。

④子どもを犯罪等の被害から守るため地域や警察などとの連携の強化を図ります。

**3 関連する市民・地域等の取組み**

- ・ 子育ての基本となる家庭において、保護者が心と体にゆとりを持って子育てします。
- ・ 子育て支援の各種制度を理解し、応分の負担や決まりを守って利用します。

**4 施策指標・目標指標**

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
児童館の利用人数	人	30,149 (H27)	31,700
子育て支援センターの利用人数	人	26,696 (H27)	28,301
保育所の待機児童数	人	30 (H27)	0

## 第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

### 1 施策の目的

- ・ 高齢者が安心して住みなれた地域でいつまでも自立した生活ができることをめざします。

#### (1) 現状と課題

自立生活に不安のある一人暮らし、または高齢者のみの世帯が増加する中、介護予防の推進はもとより、介護や生活支援が必要となっても住みなれた地域で安心して生活できる環境づくりが求められています。

市の取組みとして、生きがいを持って、住みなれた地域で自立した生活を送れるよう、社会参加の機会の確保や介護予防教室の身近な場所での開催などを進めてきました。

今後、高齢化がさらに進み、要介護認定者や認知症高齢者が増えることが予想される中、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や地域包括ケアシステムを構築し、充実させていくことが求められます。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 高齢者の社会参加の機会を確保
- ・ 一人暮らしの世帯や高齢者のみの世帯の日常生活における支援
- ・ 認知症など的高齢者の権利擁護
- ・ 高齢者虐待の防止
- ・ 健康志向の高齢者への支援
- ・ 要介護認定者への支援
- ・ 見守り体制を推進

### 2 施策小項目

#### (1) 高齢者の社会参加の促進

- ①生きがいを持って生活できるよう、地域の人たちとふれあえる「地域サロン」事業の拡充など、人との交流を図ります。
- ②社会参加を促進するため、文化・スポーツ活動や子どもたちとの世代間交流への支援などを行います。
- ③シルバー人材センターへの支援を行い、生きがいづくりや社会参加の機会の拡大を図ります。

#### (2) 高齢者の日常生活の支援

- ①生活に不安を抱える高齢者に対し、地域包括支援センターによる様々な支援をはじめ、地域の中での見守り活動を行います。
- ②自立した生活を送れるよう、家事援助などの生活支援サービスの充実を図ります。
- ③医療・介護・生活支援サービスなどを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を構築し、充実を図ります。
- ④成年後見制度の活用など、権利擁護体制の整備充実を図ります。
- ⑤高齢者虐待防止法に基づき、迅速かつ適切な保護と支援に努めます。

#### (3) 介護予防の充実

- ①なまらん体操による地域型介護予防教室を促進するとともに、運動機能の向上や認知症予防など、多様な介護予防事業を推進します。
- ②全市民が認知症に対して正しく理解できるよう、「認知症サポーター」を養成するとともに、認知症対策を推進し、認知症の早期発見・支援と予防を図ります。
- ③高齢者自身が、介護保険施設や地域支援事業などの場でボランティア活動を行い、自身の介護予防へと繋げていく「介護支援ボランティア制度」を推進します。

#### (4) 介護保険事業の充実

- ①介護保険事業が円滑に運営され、要介護等認定を受けた方が必要なサービスを受けられるよう、基盤整備を図り、サービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ②利用者が介護サービスを円滑に利用できるよう、情報を提供していきます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 高齢者が自分自身の心身の健康管理に努め、いつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活

を送ります。

#### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
65歳以上人口に対する要介護等認定者の割合	%	12.2 (H27)	15.1

## 第4節 みんなが支えあう障がい者（児）福祉の推進

### 1 施策の目的

- ・ 障がい者が地域の中で地域の人々と安心して暮らせる社会をめざします。

#### (1) 現状と課題

グループホームの整備促進、日中の居場所の整備など、これまで求められていたニーズに対する事業を展開してきましたが、まだ十分であるとは言えません。

また、障がい者の様々な相談に応じる「市障がい者相談支援センター」は、相談支援の要として大きな役割を果たしており、さらに充実をさせていく必要があります。また、介護を要する方の日中の活動の場である生活介護については、定員枠の確保が課題となっています。

今後は、引き続きグループホームの整備を促進するとともに、障がい者の就労支援、利用人数が増加してきている生活介護事業の支援強化にも一層力を入れて取り組んでいく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 親亡き後、単身では生活できない障がい者への支援
- ・ 障がい者や家族から障がいについて相談できる窓口
- ・ 発達障がいについて適切な支援を行うため、関係機関との連携
- ・ 障がい者に対する理解と差別の解消
- ・ 地域の人々との交流や障がい者同士が交流できる場の確保
- ・ 企業側の理解を深め、就業の場を確保する
- ・ 発達や発育に障がい又は遅れのある児童への支援

### 2 施策小項目

#### (1) 障がい者の地域生活の支援

- ①障がいについての様々な相談に適切に対応できるように、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障がい者が地域で安心して生活できるよう各種サービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる在宅サービスの充実に努めます。
- ③障がい者の地域での自立した生活を支援するため、グループホームの整備を促進していきます。
- ④障害者差別解消法や障害者虐待防止法、権利擁護を推進します。

#### (2) 保健・医療との連携

- ①障がい状態に応じて必要とする保健、医療及び福祉サービスが的確に利用できるよう、保健、医療等関係機関との連携を強化し、障がい者の健康や機能の維持・回復を図ります。
- ②身近な場所で健康相談が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。
- ③発育や発達に障がいと思われる子どもの早期の療育訓練、保護者に対する相談援助の充実を図ります。

#### (3) 障がい者の社会参加の促進

- ①障がい者が地域でいきいきと生活できるよう、外出支援やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進します。
- ②障がい者が適性と能力に応じて企業に採用され安定した雇用となるよう、障がい者就労支援センターの機能の充実を図り、雇用についての啓発活動、就業の場の確保に努めます。
- ③障がい者を支援する手話通訳者、ボランティアなどの人材の育成に努めます。
- ④障がい者団体やボランティアの活動を支援し、連携を図ります。
- ⑤公共施設、道路、公共交通機関などのバリアフリー化を推進するとともに移動に係る日常生活の利便性の向上に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 障がいがある者もない者も互いに尊重し、共生する社会の実現を目指します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
一般企業等に就職を希望し、実際に就労できた人数の割合	%	56.3 (H27)	70
地域移行支援、地域定着支援を受けた人数の合計	人	9 (H27)	20



## 第5節 生涯を通じた健康づくりの推進

### 1 施策の目的

- ・ 市民が生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活することをめざします。

#### (1) 現状と課題

がん検診は、依然、受診率が低い状況にあることから、効果的な受診勧奨の実施により受診率の向上を図る必要があります。

また、生活習慣病予防のため、健康診査の受診率向上や効果的な保健指導の実施と合わせて、運動やバランスのとれた食生活の実践など市民自らの取り組みを推進することが求められています。

歯や口腔内の健康は身体の健康にも影響を及ぼすことから歯科口腔保健の推進も課題です。

母子保健については、正しい知識の普及を図るとともに、育児環境や子どもの状況に応じた様々な育児不安を解消するための支援が求められています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 子どもから高齢者まで生涯にわたる食育の推進
- ・ 食生活等の乱れによる肥満や生活習慣病を予防
- ・ 適切な情報の提供による母体の健康管理についての理解促進
- ・ 育児不安を感じる親への支援
- ・ 健康に関する正しい情報の周知
- ・ がん検診や特定健診、生活習慣病予防健診の受診率向上
- ・ 新たな感染症への対応
- ・ 歯と口腔内の健康維持

### 2 施策小項目

#### (1) 食育の推進

- ①吉川市食育推進計画に基づき、食育の推進を図ります。
- ②正しい食生活が実践できるよう吉川版食事バランスガイドの普及・啓発に努めます。

#### (2) 母子保健の充実

- ①母体の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査や保健指導の充実を図ります。
- ②乳幼児健診の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③関係機関との連携を図り、出産や子育てに関する総合的な支援を図ります。
- ④乳児家庭全戸訪問など相談支援の充実を図り、子育ての不安解消に努めます。

#### (3) 生活習慣病予防の推進

- ①生活習慣病予防の重要性を啓発し、生活習慣病予防健診やがん検診の受診率向上を図ります。
- ②健診結果に対する保健指導の充実を図ります。
- ③自治会や関係団体などと連携し、出前講座を活用した健康学習の機会を増やすとともに、地域レベルの健康増進を図ります。
- ④健康・体力づくりポイント制度を実施します。
- ⑤市民の自主的な運動への取り組み促進に努めます。

#### (4) 感染症予防の推進

- ①定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ②任意予防接種の情報提供に努めます。
- ③新型インフルエンザなど新たな感染症に対する対策に取り組みます。

#### (5) 歯科口腔保健の推進

- ①むし歯や歯周病を予防し、8024を推進するために、歯科健診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ②生涯にわたって歯と口腔内の健康が保たれるよう吉川市歯科口腔保健推進計画に基づき、ライフステージに応じた取り組みを推進します。

**3 関連する市民・地域等の取組み**

- 心身ともに健康に生活できるよう、自らの健康管理に努めます。

**4 施策指標・目標指標**

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
特定保健指導実施率	%	47.5 (H27)	60

## 第6節 スポーツによる健康・体力づくり

### 1 施策の目的

- 市民が、心身の健全な発達と健康保持ができるよう、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

#### (1) 現状と課題

多くの市民が気軽にスポーツに親しめる機会を拡大するため、スポーツ推進委員を中心とした事業やライフスタイルの多様化に応じたスポーツ教室等の充実が必要となります。また、吉川市体育協会、吉川市スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体が、自主的、主体的に運営が進められるよう活動を支援し、市民がスポーツに参加できる機会の拡大を図るとともに、次世代を担う人材を育成する必要があります。

市民のスポーツ活動の拠点である吉川総合体育館及び市民プールは、施設の経年劣化に対応した修繕を行い現在に至っています。今後、市民が安全快適に利用できるよう適正な維持管理と、プール施設の機械設備等の更新が必要となります。

#### (2) 取組みの方向性

- 運動する機会を持っていない人へのアプローチ
- 健康保持のために週1回以上の運動の習慣づけ
- 市民ニーズの多様化に対応したスポーツ教室
- スポーツ団体の会員が固定化しており、次世代を担う人材の育成
- 施設の経年劣化に対応した適正管理
- グラウンドなどの活動場所の確保

### 2 施策小項目

#### (1) 健康・体力づくりの推進

- ①スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携して各種教室やスポーツ事業を実施します。
- ②健康の保持増進、体力づくり、生きがいづくり、仲間づくりにつながる各種スポーツ事業を推進します。

#### (2) スポーツ、レクリエーション活動の支援

- ①スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ②総合型地域スポーツクラブの設立や運営を支援します。
- ③活動を担う人材の発掘や指導者を育成することで、スポーツリーダーバンクの充実を図ります。

#### (3) スポーツ環境の整備

- ①体育施設、設備の維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるよう管理運営に努めます。
- ②野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、スポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。
- ③スポーツ環境の整備については、民間活力を活用することも検討します。
- ④総合運動公園の整備に向けて研究します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- スポーツに対する関心及び理解を深め、自らの健康の保持増進に努めるとともに、スポーツ活動に参画するよう努めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
20歳以上で、週1回以上運動やスポーツを行っている割合	%	49.7 (H28)	58.7
総合体育館（会議室、トレーニング室を除く）の稼働率	%	58.3 (H27)	62.9

## 第7節 地域医療体制の充実

### 1 施策の目的

- ・ 誰もが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。

#### (1) 現状と課題

「かかりつけ医を持っている市民の割合」からは、地域に密着したかかりつけ医の重要性が理解されてきたと考えられます。

救急医療体制については、第一次救急医療である小児時間外は吉川松伏医師会の協力の基、順調に運営されています。また、休日医療についても吉川中央総合病院により医療体制が確保され順調に運営されています。第二次救急医療では埼玉県東部南地区の6市1町による病院群輪番制病院の15病院と小児救急医療輪番制の5病院で順調に運営されています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 医療費増加につながる重複受診や頻回受診などの発生を抑制
- ・ 幅広い医療や高度な医療を受けられる地域の医療体制
- ・ 休日や夜間における急病時の診療を受けられる環境の整備
- ・ 在宅医療の制度について情報提供

### 2 施策小項目

#### (1) 医療情報の発信

- ①健康・医療に関する情報を適切に市民に提供します。
- ②医療機関の機能に応じた役割について、市民に情報提供します。

#### (2) 救急医療体制の充実

- ①夜間や休日の救急医療体制の情報を発信し、適切な受診方法の啓発を図ります。
- ②第二次救急医療体制の充実に努めます。

#### (3) 在宅医療の推進

- ①住み慣れた地域や家庭で医療や看護を受ける在宅医療の情報提供を図ります。
- ②かかりつけ医の普及を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 行政が発信する地域医療体制に係る情報を主体的に取り入れます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	%	56.5 (H28)	60

## 第8節 健康保険・年金による社会保障

### 1 施策の目的

- ・ 病気、怪我などへの保険給付を適切に行うことにより、生活の安定と福祉の向上をめざします。
- ・ 老後の生活を支える年金制度が安定的に維持されることをめざします。

#### (1) 現状と課題

1人当たりの医療費が埼玉県内市平均と比較し高いことから、病気の予防と早期発見のため、特定健康診査の受診率向上が課題となっています。

また、中長期的な医療費の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品の利用促進に努める必要があります。

国民健康保険事業については、国の医療制度に基づいて実施しており、国保制度改革（広域化）への対応が必要になります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 医療の高度化や高齢化の進展による医療費の増加を抑制
- ・ 国民健康保険の安定した財政運営
- ・ 経済情勢の悪化や雇用不安などに対応した収納対策
- ・ 年金制度への未加入者や適切な手続きを行っていない者への制度周知

### 2 施策小項目

#### (1) 国民健康保険給付の適正化

①生活習慣病を予防し、医療費増加を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上に努めます。

②医療費の適正化を図るため、医療費通知やレセプト点検などの充実に努めます。

#### (2) 国民健康保険財政の健全運営

①国民健康保険の財政の安定化を図るため、公費負担の拡充などを国県に要望するとともに、国民健康保険税の適正賦課に努めます。

②国民健康保険の周知を図るとともに、きめ細やかな納税相談を実施し国民健康保険税の収納率向上に努めます。

#### (3) 国民年金の制度周知

①年金制度が正しく理解され、適切な手続きや加入の促進が図れるよう、広報活動に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 特定健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進します。
- ・ 国民健康保険や年金制度に係る手続きを適切に行うとともに、保険税（料）を納付します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
被保険者一人当たりの医療費	円	327,505 (H27)	433,068円以下

## 第9節 自立支援と生活保障

### 1 施策の目的

- 生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長します。

#### (1) 現状と課題

ハローワークとの連携強化や就労支援員による支援活動を行うことにより、生活自立者の増加が図られました。しかし、就労意欲を失った方や長期間の引きこもりなどで社会から孤立した方など就労に結びつかないケースも多いため、引き続きハローワークとの連携を強化し、継続した就労支援に取り組んでいく必要があります。

現在、生活保護全体の費用のうち約5割が傷病により病院にかかる医療費(いわゆる「医療扶助」)であり、財政上の大きな負担となっている状況にあります。

そのため、生活保護受給者に対し生活習慣病予防検診の受診勧奨などを行い、健康増進を図るとともにジェネリック医薬品の利用促進等の医療費抑制に取り組む必要があります。

また、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら他の関係機関と連携して解決に向けた支援を行う必要があります。また、市が任意で行う事業では、経済的な理由で学習塾などに通えない生活困窮世帯の子どもを対象に継続的な学習の支援を行い、経済格差から生まれる教育格差の是正に取り組みます。

#### (2) 取組みの方向性

- 生活保護制度の適正な運用
- 就労支援や生活支援等による自立の助長
- 生活困窮者自立支援事業の充実

### 2 施策小項目

#### (1) 生活保護制度の適正な運用

- 生活保護制度の適正な運用に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。
- 生活保護受給者の自立を助長するため、支援・指導体制の強化を図ります。
- 生活習慣病予防検診の受診勧奨など生活保護受給者の健康増進を図る取り組みを行います。また、ジェネリック医薬品の利用勧奨など医療費抑制のための取り組みを行います。

#### (2) 生活困窮者自立支援事業の充実

- 生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援します。
- 就労支援や住居確保支援等により生活困窮者の自立を支援します。
- 子どもの基礎学力の向上や進路相談など生活困窮世帯の子どもに必要な学習の支援を行います。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 疾病の治療、回復及び健康保持に努める。
- 生活の自立に向けた求職活動等に努める。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
生活保護受給者および生活困窮者のうち就労を契機に生活の自立を達成した人の割合	%	13 (H27)	18

## 第3章 うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)

### 第1節 調和のとれた住環境づくり

#### 1 施策の目的

- ・ 魅力的で、安全で良好な住環境が形成されていることをめざします。
- ・ 生活を営む上で必要な居住環境を提供することをめざします。

##### (1) 現状と課題

本市の市街化区域の約72.6%において地区計画の策定ができていない状況となっております。安全で良好な住環境を形成するために都市計画法、まちづくり整備基準条例、埼玉県景観条例に基づき引き続き事業展開していく必要があります。

また、今後は、より多くの市民に規制の内容に関心を持ってもらうことが課題となっております。

さらに、魅力的な地域景観を保全するため、空家等について現状を把握するとともに対策を検討する必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・ 市民や事業者とともに良好な住環境づくり
- ・ 地域に適した居住環境の向上のために、きめ細かなルールを設ける
- ・ 景観に対する意識を高める
- ・ 電柱や水路のフェンスに掲出される違反屋外広告物の解消
- ・ 公的住宅入居希望者への環境整備
- ・ 空家の把握及び適正な管理

#### 2 施策小項目

##### (1) 良好な宅地開発の促進

- ① 建築規制の的確な運用を図り安全性の確保に努めます。
- ② 吉川市まちづくり整備基準条例に基づき、駐車施設の整備を誘導し、違法駐車防止に努めます。
- ③ 環境にやさしい住まいづくり、高齢者や障がい者に配慮した住まいづくりを促進します。

##### (2) 地区計画制度の活用

- ① 地区計画制度を啓発することにより、市民の意識を高め、良好な居住環境の形成を図ります。
- ② 地域特性を活かしたルールを定めることにより、良好な居住環境の形成を図ります。
- ③ 地区計画等を活用し、良好な景観の形成・保全、ゆとりある敷地規模の確保等、良好な市街地環境の形成を図ります。

##### (3) 魅力的な地域景観の形成

- ① 田園や河川などの吉川原風景や地域の歴史・文化を伝える屋敷林、社寺、地域のシンボルなど、地域の特性に応じた多様で魅力的な景観の保全と形成に努めます。
- ② 埼玉県景観条例に基づき大規模建築物等の行為の届け出への助言を行います。
- ③ 市民との協働による違反広告物の簡易除却を推進し地域の美化に努めます。
- ④ 空家等対策を推進します。

##### (4) 公的住宅の供給促進

- ① 公的住宅への入居希望者に対し公的住宅の入居募集についての情報提供を行います。
- ② 国・県・都市再生機構の住宅政策を支援します。

#### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 都市計画法、まちづくり整備基準条例、埼玉県景観条例等を遵守します。

## 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
まち並み(景観)を「よい」と回答した人の割合	%	65.2 (H28)	67
地区計画区域の指定面積	h a	509.7 (H27)	531.3



## 第2節 みどり豊かなまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 水と緑に囲まれた豊かな生活環境の実現をめざします。

#### (1) 現状と課題

武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業地内における公園や二郷半緑道の整備が完了したことにより、公園面積が増大しました。

一方、地域の公園・緑地等を地元自治会や緑化奉仕団体に維持管理をお願いしているところではありますが、課題が残されています。

また、吉川第一土地区画整理事業地内やきよみ野地区内の公園について、開設後約20年が経過し、遊具や施設の老朽化が目につくようになってまいりました。そこで、「公園再生プロジェクト」を立ち上げ、再生に向けて新たなコンセプトを定め、維持管理費を踏まえながら遊具や修景施設などの見直していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 公園内の施設の経年劣化に対応した適正管理
- ・ 親しまれ、安全に利用できる公園
- ・ 既成市街地における公園や空地
- ・ 緑化意識を高める
- ・ 水辺空間の整備
- ・ 地域の公園・緑地等を地元自治会や緑化奉仕団体に維持管理への理解

### 2 施策小項目

#### (1) 公園の適正な維持管理

①老朽化の進んだ施設について、計画的な修繕、改築などを行い、適切な維持管理に努めます。

②市民や管理団体と協働による維持管理を推進し、公園施設が安全に利用できるように努めます。

#### (2) 身近な公園の整備と公共空間の確保

①市民に身近で親しみのある公園の整備や公共空間の確保に努めます。

#### (3) 緑化の推進とみどりの保全

①公共施設の緑化の推進、宅地開発の緑化を促進し、市内の良好な樹木、樹木の保存に努めるとともに、市民への緑化及び保全の意識の高揚を図ります。

②緑化活動をしている奉仕団体を支援し、緑化推進事業の充実に努めます。

#### (4) 水辺空間の整備

①河川・水路などの親水化をすすめ、豊かな水辺空間の整備を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 地域に愛される公園・緑道づくりをめざし、整備計画に参加します。
- ・ 街区公園などを地元自治会で維持管理を行います。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市民1人当たりの公園面積	m <sup>2</sup> /人	7.96 (H27)	8.44

## 第3節 美しい水環境の創出

### 1 施策の目的

- ・ 河川や排水路などの水質が改善され、清潔で快適な水環境をめざします。

#### (1) 現状と課題

下水道への未接続者について、広報による啓発、戸別訪問等による接続依頼を実施することで、水洗化率が上がってきましたが、未だに未接続の世帯があります。公共下水道が整備された地域については、引き続き下水道への接続を促進し、水洗化を図る必要があります。

また、現在、施工中の吉川中央土地区画整理事業区域内の公共下水道への供用を順次拡大していく必要があります。

法定検査の受検率については、浄化槽設置者への個別のダイレクトメールの送付など周知啓発を進めてきたことで、向上していますが、10%台前半であることから、引き続き啓発が必要です。

水質の改善については、合併浄化槽への転換が最も重要であることから浄化槽転換補助の継続と利用促進の周知を行う必要があります。

さらに、「木売落しを活用した貯留施設整備」や県の事業である「大場川の河川改修」において、水に親しめる「水の郷・よしかわ」の美しい水環境創出の実現に向けて取り組む必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 既成市街地や土地区画整理事業区域内における公共下水道の整備
- ・ 新築や改築など以外での合併処理浄化槽への切り替えの促進
- ・ 油脂等の滞留による汚水管などのつまりや、破損による汚水以外の水の流入防止
- ・ 経年劣化による汚水管の適正管理と耐震化
- ・ 浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理の実施率向上
- ・ 農業集落排水事業地区での未接続の解消
- ・ 公共下水道整備済区域内で下水道への未接続を解消
- ・ 家庭や職場などでの生活排水浄化の取組みを図る
- ・ 環境保全意識の向上

### 2 施策小項目

#### (1) 汚水処理施設の整備

- ① 既成市街地や吉川中央土地区画整理事業区域内などの未整備箇所の整備を推進します。
- ② 吉川美南駅東口周辺地区の土地区画整理事業区域内については、計画に合わせて整備を推進します。

#### (2) 合併処理浄化槽の普及

- ① 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

#### (3) 汚水処理施設管理の充実

- ① 管渠内の清掃、調査や補修などの維持管理の強化を図ります。
- ② 主要な管渠について、耐震化に向けた整備を計画的に推進します。

#### (4) 浄化槽の管理

- ① 浄化槽の維持管理について、必要な助言・指導を行います。

#### (5) 農業集落排水の運営

- ① 施設の適正な維持管理を行い、農業集落排水の水質保全を推進します。

#### (6) 水環境保全の推進

- ① 公共下水道、農業集落排水施設への接続により、水質の保全を図ります。
- ② 広報やイベントの開催を通じて、良好な水環境保全の意識の高揚を図ります。
- ③ 地域住民と連携し、木売落しの清掃をはじめとした水質の浄化活動を推進します。
- ④ 木売落しの整備や大場川の河川改修に合わせて、水に親しめる整備の検討を行います。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 下水道供用区域で汲み取り又は単独浄化槽設置世帯は下水道へ接続し、浄化槽整備区域

では、合併浄化槽へ転換を行うとともに、維持管理を行います。

#### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
公共下水道水洗化率	%	95.3 (H27)	96.3
浄化槽法第11条検査受検率	%	11 (H27)	23

## 第4節 環境にやさしいまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 市民・事業者・行政が一体となって、地球規模の環境問題に積極的に取り組む社会をめざします。
- ・ 市民と協働で、身近な地域環境の保全に取組み、美しい生活環境をめざします。
- ・ 公害問題のない、環境にやさしい快適な生活環境をめざします。
- ・ 動植物種の保護に努め、自然豊かな環境をめざします。
- ・ 持続可能な循環型社会の構築をめざします。
- ・ 廃棄物が適正に処理される社会をめざします。

#### (1) 現状と課題

地球環境にやさしい行動についての意識は、環境教育が実施され始めた年代を中心に浸透しているものと思われ、特に節電や省エネルギーに対する関心は高く、太陽光発電設備の補助件数は、大幅に増加しました。

また、市の事業により発生する温室効果ガスの総排出量は上昇に歯止めがかかっています。

循環型社会の構築については、分別が概ね確立されたところでありますが、今後は雑紙回収袋を活用するとともに、様々な機会を捉え、分別排出の啓発、廃棄物の排出抑制やリサイクル意識の向上に努める必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 地球環境問題に対する意識の醸成
- ・ 身近な地域の美化に対する意識向上と活動支援
- ・ 工場と住宅が近接、混在している地域における環境問題の未然防止
- ・ 身近な生活に起因する感覚公害（騒音や悪臭など）への対応
- ・ 埼玉レッドデータ希少種など保護すべき動植物への意識の向上
- ・ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化に取り組む3R意識の向上
- ・ 不法投棄をしない、させない環境づくり
- ・ すべての市民、事業者におけるごみの分別排出の促進
- ・ 資源物回収の推進

### 2 施策小項目

#### (1) 地球環境の保全

- ①環境保全活動や環境学習の充実を図ります。
- ②大気や水質を測定し、監視体制の充実を図ります。
- ③地球にやさしい太陽光や水素などの再生可能エネルギーの導入を促進します。

#### (2) 地域環境の保全

- ①身近な生活環境問題への対応に努めます。
- ②地域における自主的な美化活動を支援します。

#### (3) 公害の未然防止対策

- ①関係団体と連携して公害の発生源に対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

#### (4) 自然環境の保全

- ①市内に生息する動植物種の周知を図り、保全意識の高揚を図ります。

#### (5) 循環型社会の構築

- ①市民の3R意識を推進するため、啓発活動、周知活動や環境教育を実施します。
- ②市民のリサイクル活動を促進するため、資源回収団体等への支援を行います。
- ③市民、事業者などへの再生品利用と不要品の再使用の啓発に努めます。

#### (6) 廃棄物の適正な処理

- ①市民、土地所有者、行政等で協力し、不法投棄の未然防止と事後対策の推進を図ります。
- ②市民と連携した監視活動を実施します。
- ③収集区域や分別区分の変更などの検討とあわせ、効率的な収集体制の充実に努めるとともに、ごみ減量説明会などにより、ごみの分別方法の周知を図ります。

- ④ごみ排出が困難な高齢者や障がい者などの世帯に配慮した収集を実施します。
- ⑤事業系ごみの排出の指導を行い、排出方法と分別の徹底を図ります。
- ⑥くみ取り世帯のし尿の適正な収集・処理に努めます。
- ⑦環境センターの計画的な修繕を実施し、適正な維持管理に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 地球規模の環境問題から地域の環境問題まで幅広く環境問題に対する関心を高め、地球や地域にやさしい行動を実践します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
1人1日あたりのごみ排出量	g	794 (H27)	750
吉川市環境配慮率先実行計画（エコオフィス吉川）	t-CO2	4,800 (H26)	4,560

## 第5節 災害に強いまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 災害が発生した時、市民の生命や財産を守れるまちをめざします。

#### (1) 現状と課題

東日本大震災の経験、埼玉県が実施した地震被害想定調査の結果や竜巻災害、近年のゲリラ豪雨などの集中豪雨、平成27年の長時間にわたる大雨などを踏まえ、地域防災計画の見直しを行いました。今後とも発生する災害事例を踏まえた継続的な見直しが必要です。水防体制の充実にあたっては、新たに発生する災害事例を基に、関係機関との連携や住民への情報提供など水防体制を見直していくことが求められます。

市、関係機関との情報連絡体制や市民への情報提供について効率的かつ効果的に取り組むためにも、情報通信技術の進展に対応することが課題となっています。

防災意識の高揚に関して、平常時における個人の防災対策の必要性がより一層意識されるとともに、自主防災組織の活動が高まる必要があります。

既存建築物の耐震化の支援に関して、耐震診断や耐震改修の補助金の拡充を図りましたが、無料耐震診断後の耐震診断や耐震改修に繋がっていないことが課題となっています。

また、今後様々な災害について可能な限り想定して備えるための取組みが求められることから、現在の地震災害を主とした防災対策から他の災害へも視野を広げた中で施策を検討することが必要となっています。

加えて、武力攻撃事態や大規模テロなど緊急対処事態などに備えて、施策を展開していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 全市的な防災体制の再整備
- ・ 防災情報が迅速に提供される（情報通信技術の進展に対応）
- ・ 防災拠点である市庁舎や避難所となる公共施設の耐震化
- ・ 旧耐震基準で建てられた建物の耐震化
- ・ 防災減災に対する市民の意識向上
- ・ 有事、国民保護法制に基づく対応をはじめとする危機管理
- ・ 水害時における組織体制の強化

### 2 施策小項目

#### (1) 危機管理体制の充実

- ①本市において発生可能性のある地震災害、風水害、竜巻災害、雪害、火山噴火降灰災害、大規模事故災害等の災害を踏まえて、吉川市地域防災計画を見直します。
- ②地域防災計画に基づく、総合的な防災組織体制を確立します。
- ③自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ④大規模災害に備え、他自治体や民間団体との応援協定を模索します。
- ⑤被災建築物応急危険度判定体制の充実に努めます。
- ⑥防災行政無線や登録制メール・SNSなどによる情報発信体制の充実に努めます。
- ⑦武力攻撃事態や大規模テロなど緊急対処事態などに備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。
- ⑧武力攻撃事態や大規模テロなどから市民の生命、身体、財産を守るため、国や県、関係機関と連携します。
- ⑨災害時の要援護者の支援が迅速に行えるよう、地域での支援体制の構築を図ります。

#### (2) 水防体制の充実

- ①消防署や消防団、自主防災組織などと連携強化し、浸水被害の軽減に努めます。
- ②自主防災組織の結成・育成を促進します。
- ③防災気象情報を有効活用し、的確で迅速な水防対策にあたっての体制判断に努めます。
- ④水害への備えをはじめとした水害の知識及び情報について周知を図ります。

#### (3) 防災施設の充実

- ①防災拠点である市庁舎の整備や公共施設の耐震化を推進します。
- ②防災倉庫を確保し、災害用備蓄物資や資機材の充実に努めます。

③河川防災ステーションの整備促進を図ります。

**(4) 防災意識の高揚**

- ①市の総合防災訓練の実施や自主防災組織で行う防災訓練の支援を行います。
- ②防災リーダー講習会、出前講座の実施や防災マップ等を活用し、市民の防災知識の普及に努めます。
- ③3日以上の水食料の備蓄、家具転倒防止対策など防災減災に対する市民の意識向上を図ります。

**(5) 既存建築物の耐震化の支援**

- ①耐震化に関する意識の啓発と共に情報の提供を行います。
- ②所有者に対し耐震診断や耐震改修の費用助成などを行い、耐震化を支援します。

**3 関連する市民・地域等の取組み**

- ・ 自らの生命は自ら守るという意識を持ちます。
- ・ 平常時より地域でお互いに助け合います。
- ・ 防災意識を高め、平常時から災害に備えます。

**4 施策指標・目標指標**

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
自主防災組織率	%	82.74 (H27)	94
自主防災会の訓練参加率	%	5.51 (H27)	10

## 第6節 総合的な治水対策の推進

### 1 施策の目的

- 大雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しないまちをめざします。

#### (1) 現状と課題

一部のポンプ場施設では稼働後20年以上が経過したことから、ポンプの交換や長寿命化計画を策定し、計画的に機械・電気設備の更新工事を実施しています。

また、平成27年9月の関東・東北豪雨の当市の状況を踏まえ、排水ポンプ設置箇所の見直しなどで浸水被害の軽減を図るとともに、引き続き、国の事業である中川河川改修と江戸川堤防強化対策、県の事業である大場川、第二大場川の河道改修において、事業の進捗が図られるよう、要望していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- 未整備箇所の河川改修
- 都市化に伴い農地の宅地化が進み、保水、遊水機能を補う対策
- 雨水ポンプ場の機械電気設備の経年劣化に対応した適正管理

### 2 施策小項目

#### (1) 河川の整備

- ①一級河川の江戸川や中川、大場川などの改修事業の整備を促進します。
- ②準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進します。

#### (2) 雨水処理施設の整備

- ①吉川美南駅東口周辺地区は土地区画整理事業の計画に合わせて整備を推進します。
- ②土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道(雨水)整備を推進します。
- ③浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道(雨水)計画を見直し、地域性にあわせた整備を実施します。
- ④開発に伴う流出抑制施設として調整池などの整備促進を図ります。

#### (3) 雨水処理施設管理の充実

- ①排水管や排水ポンプ場の維持管理に努めます。
- ②複数の雨水処理施設を集中管理する遠方管理システムの導入を図ります。
- ③共保・高久雨水ポンプ場の機械・電気設備の更新と合わせて耐震化に向けた計画的な整備を推進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 宅地内へ水害の軽減に役立つ貯留施設や雨水浸透枡の設置に努め、維持管理においても適切に実施します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
浸水被害の軽減	%	56.4 (H27)	70



## 第7節 暮らしを支える上水道の充実

### 1 施策の目的

- ・ 安心・安全・おいしい水の安定した供給をめざします。

#### (1) 現状と課題

市民意識調査における「安全な水の安定供給に対する満足度」については目標値を超えており、順調に施策の取組みが進んでいます。

石綿管の布設替えや水道施設の計画的な整備改善を進め、水道水の安定供給を図っていく必要がありますが、石綿管から耐震管への更新には多額の資金と時間が必要となります。施策に継続的に取り組んでいくために、コスト改善に努めながら、引き続き計画的に取組みを進める必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 配水管の耐震性の向上
- ・ 耐震適合構造物になっていない会野谷浄水場の施設を耐震化
- ・ 市街化調整区域の給水不良を解消
- ・ 水道水の安全性を確保するため残留塩素濃度を確保
- ・ 適切な水質管理

### 2 施策小項目

#### (1) 水道施設の整備

- ①管路更新事業基本計画に基づき石綿管の布設替を行います。
- ②施設の耐震化をすすめます。
- ③市街化調整区域における、配水管未布設区域の解消を図ります。

#### (2) 水の安定供給

- ①災害時などの非常時における対策と今ある自己水源の維持などの水資源の確保を図ります。
- ②近隣市町との応急給水体制や、災害復旧対応の迅速化など、非常時対策の確立を図ります。

#### (3) 水質管理の充実

- ①市内の末端地区において、残留塩素濃度の検査を行い水質の適正管理に努めます。
- ②地下水の水質管理を実施するとともに、水質管理体制を充実し水質向上に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 水道事業に関する施策に協力するとともに、自己の給水装置の維持管理や合理的な水の使用に努めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
安全な水の安定供給に対する満足度	%	84.5 (H28)	90
石綿管布設替の進捗率	%	74.28 (H27)	82.59

## 第8節 安全で明るいまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ だれもが安心して暮らせる犯罪のない社会をめざします。

#### (1) 現状と課題

防犯体制の充実に向けて、わがまち防犯隊連絡会会員による防犯パトロールが行われるなど地域での防犯活動が行われ、自治会などを通じた防犯活動や子供の見守り活動が認知されています。一方で、防犯事業に参加したことがない市民も多くいることから、活動の広がりを図ることが課題となっています。

また、防犯灯に関して、開発エリアへの新設とともに設置要望への対応が求められているほか、経年劣化した照明の更新とともに維持管理費の抑制も課題となっています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 犯罪の減少に向け、地域の防犯力の向上
- ・ 一人ひとりの防犯意識の向上
- ・ 犯罪や事故の発生を未然に防止する環境づくり

### 2 施策小項目

#### (1) 防犯体制の充実

- ①街頭キャンペーンや広報などを通じて、防犯意識の高揚を図ります。
- ②犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察や防犯協会、わがまち防犯隊などとの連携を強化し、防犯活動を推進します。
- ③犯罪から子供を守るため、子ども110番の設置を促進します。
- ④新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の整備充実に努めます。
- ⑤防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 生活上のルールを守り、住民同士の連携を高めます。
- ・ 地域の防犯活動に協力します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
人口千人当たりの犯罪発生件数	件	11.09 (H27)	9.43 (H32)

## 第9節 交通事故のないまちづくり

### 1 施策の目的

- ・ 交通事故のない安全なまちをめざします。

#### (1) 現状と課題

道路交通環境の整備について、信号機設置をはじめとする交通規制を公安委員会に要望し、実現されるよう努めてきましたが、実現が困難となっております。

また、自転車が集積する駅を中心に歩行環境を保全するため、放置自転車の整理、撤去と自転車駐車場の運営を行ってきましたが、引き続き自転車対策に取り組む必要があります。

道路交通法違反に対する厳罰化や取り締まりの強化などにより死亡事故は減少していますが、交通事故において自転車のかかわる事故、高齢者のかかわる事故の割合が相対的に高いことから、それらを対象とした安全運転や交通安全意識を高める事業を今後も行っていく必要があります。

悲惨な交通事故を吉川市からなくすため、平成28年度から5か年計画となる第10次吉川市交通安全計画の策定を進め、通学路の環境整備に力を入れるとともに、主たる交通安全施設と道路を一体的に管理するものとして、「ゾーン30事業」を実施するなど、引き続き交通環境の安全面の向上に努めていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 歩車道の分離、自転車通行帯、信号機や標識などの整備
- ・ 車の違法駐車や自転車の放置をなくす
- ・ 生活道路の交差点などにおける交通安全対策
- ・ 高齢者など交通弱者の交通事故防止
- ・ 交通ルールの遵守とマナー向上

### 2 施策小項目

#### (1) 道路交通環境の整備

- ①道路環境の整備を推進するとともに、警察など関係機関と連携し、信号機や規制標識の設置などを促進します。
- ②交通渋滞や事故の原因となる車の駐車を防止するため、関係機関に取り締まりを要請するとともに、歩行者の妨害となる道路上の放置自転車等の整理、撤去対策をすすめます。
- ③吉川市まちづくり整備基準条例に基づき駐車施設の整備を誘導し、違法駐車の防止に努めます。
- ④道路反射鏡、標識看板、路面標示により、道路交通の安全確保に努めます。

#### (2) 交通安全意識の高揚

- ①高齢者や子どもを対象に交通安全教育を推進するとともに、関係団体と連携しながら交通安全意識の高揚に努めます。
- ②交通法規講習会を行うとともに、警察など関係機関と連携し啓発活動を行います。
- ③小学校における自転車の交通安全教育を行うとともに、自転車利用者や高齢者への啓発活動をすすめます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 駐車違反や路上への自転車放置などは行いません。
- ・ 交通ルールを守ります。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
交通事故年間死傷者数	人	299 (H27)	269 (H32)
人口千人当たりの交通事故発生 件数	件	4.21 (H27)	3.79 (H32)

## 第10節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化

### 1 施策の目的

- ・ 失火による火災の発生や放火を防ぐまちづくりをめざします。
- ・ 消防施設の整備や消防職員の技術向上、消防装備の充実をめざします。
- ・ 救急車による医療機関への収容時間の短縮や救命率の向上をめざします。

#### (1) 現状と課題

救急・救助体制の充実については、救急救命士の計画的な養成及び処置範囲の拡大に対応する研修の実施、また、管内情勢を踏まえた特別救助隊の配置など充実化が図られました。

消防体制並びに救急・救助体制の充実においては、吉川美南駅周辺地域などを中心に管内情勢を予見し、消防施設及び人員を計画的に増強整備するとともに、首都直下地震の予測、ゲリラ豪雨、竜巻等異常気象の発生など、常備、非常備の消防力を総合的に高めるため、消防職員の研修育成訓練、各種装備品、資器材の充実を図り、不測の事態への対応力を強化する必要があります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、資器材の充実や消防器具置場の改築などの支援が必要となります。

火災予防対策の推進においては、更なる普及啓発活動による住宅用火災警報器設置率の向上を図り、防火対象物及び危険物施設についても、積極的な査察、指導を実施し消防法令違反等に対する是正率の向上を図る必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 複雑化する火災への対応
- ・ 地域の防災力を高める
- ・ 新たな消防団員を確保していく
- ・ 放火による火災の予防
- ・ 一般住宅での高齢者を中心とした火災予防
- ・ 防火管理者及び消防計画の未届け、特に雑居ビルでの消防法令違反の是正
- ・ 当該車両の整備運用計画などの策定
- ・ 速やかな救急搬送
- ・ 高齢化の進展等に伴い、高まる救急需要に対応
- ・ 救急現場に居合わせた人による適切な応急手当の実施率を高める

### 2 施策小項目

#### (1) 消防体制の充実

- ① 複雑化・大規模化する災害に備えるため、消防団機械器具置き場や消防水利、消防車両、各種災害対応資器材などの消防施設及び消防装備の計画的整備と維持管理を推進します。
- ② 各種の災害に的確に対応するため、消防大学校や埼玉県消防学校及び各種研修会へ積極的に派遣して、知識技術の向上を図ります。
- ③ 災害対応訓練を計画的に実施して、災害対応力の向上を図ります。
- ④ 消防団員を確保するとともに、女性消防団員の活用などで消防団の活性化を図ります。
- ⑤ 地震等の大規模災害に対応するため、消防団と常備消防とが連携を強化して消防力の災害対応力を図ります。
- ⑥ 消防団員が防災活動のリーダーとして地域に密着した組織づくりの支援を行うなど、地域との連携体制の充実を推進します。

#### (2) 火災予防対策の推進

- ① 小学生を対象とする少年防火クラブの育成に努めます。
- ② 自治会・自主防災組織などへの消防訓練指導などを充実し、市民の火災予防知識の普及啓発を推進します。
- ③ 災害弱者を対象とした防火教育や安全指導を推進するとともに、防火設備や防災製品の普及促進を図ります。
- ④ 防火対象物及び危険物施設の立入検査を計画的に実施し、消防法令違反の是正を推進

します。

⑤事業所などの消防法令違反の是正の徹底を図り、グループホーム等における消防用設備や防火管理等の防火安全対策を推進します。

⑥消防団や消防協力団体と連携し、住宅用火災警報器の設置促進を積極的に推進します。

### (3) 救急・救助体制の充実

①高度化する医療技術や救急処置を習得するため病院内研修に積極的に参加し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の育成を行い、救急活動体制を充実させます。

②出動件数増加に伴い市民に対し、救急事故予防と救急車の適正利用の啓発を積極的に推進します。

③特殊災害に対応する資機材を整備し、対応力を強化します。

④救急告示病院との連携を密にし、救急患者の受入体制の充実を図ります。

⑤災害発生初期段階において、市民が適切な救命処置を行えるよう普通救命講習会などを開催し応急手当の普及啓発を推進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 防火の知識を高め、失火による火災を起こしません。
- ・ 救命処置や応急手当の習得に努めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消防力の整備指針に対する充足率(人員)	%	88.2 (H27)	94.1
消防力の整備指針に対する充足率(車両・署)	%	94.4 (H27)	100
住宅用火災警報器の設置率	%	73.4 (H27)	83
普通救命講習受講率	%	12.2 (H27)	20

## 第11節 消費者保護の推進

### 1 施策の目的

- ・ 消費者が不当に不利益を被らない社会をめざします。
- ・ 消費者団体の活動が活性化し、自立した活動ができることをめざします。

#### (1) 現状と課題

消費者相談は、全件において解決に導く結果が得られました。

消費生活センターの開設日は、週4日（月・火・木・金）となっておりますが、今後、週5日や相談時間の拡大など相談体制の拡大を検討する必要があります。

また、深刻化する高齢者などの消費者被害に対し地域を挙げて取り組むため、地域で高齢者等を見守る民間事業所による「地域見守りネットワーク」との連携を行い、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見を行う必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 後を絶たない悪質業者による被害を未然に防止
- ・ 消費者団体の新規加入会員の増加を図る
- ・ 相談時間の拡大など相談体制の拡大
- ・ 地域で高齢者等を見守る消費者安全確保地域協議会（要援護者見守りネットワーク連絡会）等と連携

### 2 施策小項目

#### (1) 消費者保護の充実

- ①「消費生活センター」において、専門相談員による相談業務の充実を図ります。また、悪質商法の手口や対策について、セミナーや広報等により啓発し、被害防止を図ります。
- ②消費者が安心できる商品選択と安全を確保するため、事業者に対し検査や指導を行い、商品表示の適正化を促進します。
- ③消費者被害の早期発見と未然防止策を強化するため、地域の見守りネットワーク「消費者安全確保地域協議会」活動を推進します。

#### (2) 消費者団体の育成

- ①くらしの会などの消費者団体の育成に努めます。
- ②消費者団体の自主的な活動を支援し、消費者保護活動を促進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 悪質商法等に対する判断力を養い、被害の未然防止に努めます。
- ・ 事業者は、商品表示の適正化に努めます。
- ・ 消費者団体は、消費者の安全と消費生活の改善、向上を図るための活動を行います。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
消費生活センター相談解決の割合	%	99.5 (H27)	100
消費生活啓発講座等実施件数（地域・学校等）	回	21 (H27)	30

## 第4章 躍動・活力・賑わいのまちづくり(地域振興部門)

### 第1節 秩序ある土地利用の推進

#### 1 施策の目的

- ・ 長期的な視点に立ち、地域の特徴を活かし、総合的かつ計画的な土地利用をめざします。

##### (1) 現状と課題

都市計画は長期的な視点でまちづくりを考え、都市計画に定めるルール作りには市民が参加し意向を反映することが望ましいと思われれます。しかし実際には、都市計画が自分たちの生活にどのように影響してくるかを実感できる市民は少なく、それに応じて意見等も少ない状況で、結果的に都市計画は「自分たちの知らないところでいつの間にか決まっていた」と思われがちです。今後まちづくりに市民がどのように関わってもらうかが課題となっています。

また、引き続き、都市計画マスタープランなどに基づき、総合的かつ計画的な土地利用の推進を行う必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・ 適正な土地利用の規制・誘導
- ・ 市民参加のもと、都市計画に定めたルールの実現を図る

#### 2 施策小項目

##### (1) 計画的な土地利用の推進

- ①都市計画マスタープランに基づき計画的なまちづくりを推進します。
- ②都市計画法に基づく区域区分、用途地域、地区計画などの都市計画の見直しを行います。
- ③まちづくり協議会などの地域のまちづくり活動を支援します。
- ④都市計画決定手続きにおける市民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報提供を推進します。

#### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ まちづくりのルールなどの都市計画決定にあたり、参加し、意見を出します。
- ・ まちづくりのルールを理解し、居住環境の向上、維持・保全に努めます。

#### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
土地利用に対する市民満足度	%	53.6 (H28)	60

## 第2節 新しい市街地の整備

### 1 施策の目的

- ・ 快適な市民生活を支えるため、環境に配慮した市街地の形成を図ります。
- ・ 吉川の新たな玄関口にふさわしい吉川美南駅と一体となったまちづくりを推進します。

#### (1) 現状と課題

吉川中央地区については、近年、補助金交付が低迷し、計画どおりに事業費が確保できなかったことや、家屋等の移転交渉が難航したことなどから、大幅な事業の促進は図れませんでした。そのため、土地区画整理事業の早期完成に向け、引き続き越谷吉川線等の延伸整備や移転交渉などを支援する必要があります。

吉川美南駅東口周辺地区については、駅前という公共性の高い地域であり、新たな玄関口として、土地区画整理事業による市街地の整備が急務となっています。そのためには、効率的な事業展開による整備を行うとともに、主たる事業資金である保留地処分金を早期に確保していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 人口流入に伴い、環境良好な宅地の供給
- ・ 吉川美南駅東口周辺地区の市街地整備

### 2 施策小項目

#### (1) 吉川中央地区の整備

①快適で機能的かつ良好な住環境を有する住宅地の形成を図るため、吉川中央土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業を促進します。

#### (2) 吉川美南駅周辺地域の整備

①吉川美南駅東口周辺地区において、“笑顔と緑あふれるみんなの庭”をコンセプトにした土地区画整理事業を推進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 吉川中央：組合員として、土地区画整理事業を推進します。
- ・ 吉川美南駅東口周辺地区：土地所有者や居住者をはじめとする住民が、事業の推進に協力します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
吉川中央土地区画整理事業面積に対する使用収益開始面積の割合	%	79.7 (H27)	100
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業面積に対する使用収益開始面積の割合	%	0 (H27)	11



## 第3節 快適な道路網の充実

### 1 施策の目的

- すべての人が安全で快適に通行できる道路環境をめざします。

#### (1) 現状と課題

幹線道路の整備については、多くの方が重要であり早期完成を望んでいるところではありますが、事業進捗には、市民の協力と多額の事業費や多くの時間を要する状況となっています。

また、生活道路の整備要望は、多くの市民から寄せられているところではありますが、安全を第一に沿線の土地利用や交通状況及び地域のバランスなどを踏まえ整備を行っています。

越谷吉川線の大場川の東から加藤平沼線までの区間について、引き続き用地買収を進めながら盛土工事に着手し、計画的な整備を行う必要があります。

市道について、いちょう通りなどの舗装補修、道路の改良や道路後退用地の舗装整備が必要です。

市内を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路及び市内各拠点を結びつける幹線道路について、まちづくりの進展に合わせた道路網を研究します。

#### (2) 取組みの方向性

- 幹線道路の整備
- 生活道路や歩行者・自転車に配慮した道路整備
- 道路の舗装、側溝、橋梁等の経年劣化に対応した適正管理
- 道路美化に対する意識啓発

### 2 施策小項目

#### (1) 幹線道路の整備

- ①東埼玉道路の整備を促進します。
- ②吉川橋の架け替えや三郷流山線、三郷吉川線、浦和野田線の整備を促進します。
- ③越谷吉川線や越谷総合公園川藤線の整備を推進します。
- ④交差点改良や歩道などの整備を促進します。

#### (2) 生活道路の整備

- ①歩行者や自転車が安全に通行できるよう生活道路の拡幅や舗装などの整備を推進します。
- ②歩道の新設や段差解消などに努めます。

#### (3) 道路の維持管理の充実

- ①除草や路面清掃、舗装修繕など道路の維持管理の充実を図ります。
- ②市民との協働による道路環境の美化に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 道路調査・測量及び用地提供などに対して理解し、協力します。
- 道路の危険箇所を発見した場合、市に連絡します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
道路整備に対する市民満足度	%	48.4 (H28)	55

## 第4節 充実した公共交通網の整備

### 1 施策の目的

- ・ 市民が都市間を移動しやすくなることをめざします。
- ・ 誰もが公共交通機関を利用して行きたい場所、行きたい時に移動する機会が得られることをめざします。
- ・ 市民が公共交通機関を利用しやすい環境づくりをめざします。

#### (1) 現状と課題

吉川美南駅の開業や、それに伴う新たな民間バス路線の開設等、公共交通網の充実に取り組むことで、交通空白地域の解消に努めてきました。

今後、さらなる少子高齢化の進展により、高齢者のみ世帯や運転免許証の返納者の増加も見込まれていることから、市内公共交通網等のあり方や「新たな公共交通」の検討、市の役割、バス事業者等の役割を検討する必要があります。

また、市民意識調査において、住み心地が悪いとした理由で「鉄道の便」と回答した割合が毎年4割程度あることから、JR 武蔵野線の利便性向上に向けて、引き続き、要望活動等を行う必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 武蔵野線の日中、夜間の運行について輸送力を強化
- ・ 武蔵野線が運休の際に代替となる移動手段を確保
- ・ バス停留所が利用できる範囲にない交通不便地域の解消
- ・ 市街化調整区域での路線バス事業の採算性確保支援
- ・ 吉川駅のプラットホームの屋根や武蔵野線の女性専用車両など利用環境の向上
- ・ 鉄道とバスとの乗り継ぎにあたり、夜間のバス運行時間帯の延長
- ・ 公共交通機関に対する情報提供
- ・ 新たな公共交通の導入も含め、市内全体の公共交通ネットワークの構築を推進

### 2 施策小項目

#### (1) 都市間交通の充実

- ①運行本数の増発や下り最終電車を含めた運行時間の延長など、武蔵野線の輸送力強化を事業者に要望します。
- ②高速鉄道東京8号線の延伸線のうち、八潮一野田市間の先行整備の実現に向けた要望活動をすすめます。
- ③高速バスによる広域移動の利便性の向上を図ります。
- ④路線バスによる近隣都市間との輸送手段の確保を図ります。

#### (2) 市内公共交通網の整備

- ①バス路線網の充実を図るとともに、新たな公共交通の導入も含め、市内全体の公共交通ネットワークの構築を推進します。
- ②市街化調整区域を運行する路線バス事業者を支援します。

#### (3) 交通利便性の向上

- ①鉄道車両、バス車両、駅舎やバス停留所など公共交通利用環境の向上を図ります。
- ②武蔵野線の時刻に合わせた路線バスの運行やバス路線相互の乗り換え利便性の向上、夜間のバスの増便を図ります。
- ③公共交通機関の利用促進を図るため、利用者のニーズに応じた情報を提供するとともに、市民の意識啓発を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 公共交通機関を積極的に利用します。
- ・ 交通事業者は、利用者ニーズを踏まえ、必要かつ適切なサービスの提供に努めます。

## 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
公共交通の充実に対する満足度	%	42.6 (H28)	50

## 第5節 魅力ある農業の振興

### 1 施策の目的

- ・ 安定・持続した農業経営のもと、消費者に安全安心な吉川産農産物が安定供給されることをめざします。
- ・ 農業生産基盤を整備することにより、生産効率の高い農業が行われることをめざします。
- ・ 土に親しむ機会などが増えることにより、市民の農業に対する関心が高まることをめざします。

#### (1) 現状と課題

魅力ある農業の振興については、未来を見据えて取り組むべき、今後の吉川市の将来像に欠かせない大きな柱のひとつとなっています。

まず、吉川市に合った農地の集積化や集約化を支援すると同時に、農業基盤整備を推進する必要があります。

また、地域農業の担い手である認定農業者や農業団体の活動を支援するとともに、農業体験やイベントなどを通じて、生産者と消費者の交流を図る必要があります。

さらに、転入者も増え、市の農業の現状や農産物の魅力を知らない市民も少なくないため、市の農業に対する関心を高める必要があります。JAさいかつと連携をしながら、吉川産の米や夏ねぎなどに親しみやすい名前を付けるなどのブランド化に向けた取組も進め、吉川産農産物のPR、販路の拡大に向け、攻める農業を目指すことが求められます。

また、埼玉型ほ場整備事業は、吉屋地区において事業導入がされており、平成29年度に事業完成を目指しています。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 農業従事者の高齢化への対応（認定農業者及び新規認定就農者数の確保）
- ・ 生産効率が高く、安定した収入が得られる農業経営
- ・ 市内スーパーなどにおける吉川産農産物の一層の販路拡大
- ・ 生産効率を高めるほ場や水路などの農業基盤の整備
- ・ 農地の荒廃や耕作放棄地などの防止
- ・ 食に対する関心の高まりにあわせ、農業に接する機会の提供
- ・ 農業従事者のみならず地域の共同活動による農村環境の保全
- ・ 多面的機能支払交付金事業を活用
- ・ 農業の拠点づくり

## 2 施策小項目

### (1) 生産基盤の整備

- ①農地の流動化と集積化をすすめるとともに、優良農地の保全に努めます。
- ②農業用排水路の整備と適正な維持管理を推進します。
- ③土地改良区の施設整備と維持管理を促進します。
- ④埼玉型ほ場整備事業を促進します。

### (2) 農業経営の活性化

- ①担い手となる農業者の確保・支援に努めます。
- ②農業団体の支援を行います。
- ③生産性や付加価値を高める農業支援に努めます。
- ④直売所や市内スーパーなどへの供給や学校給食への提供による地産地消の推進を図ります。

### (3) 市民に理解される農業振興

- ①市民農園等の農業の拠点づくりと適切な維持管理を行い、利用の促進を図ります。
- ②農業体験やイベントなどにより、農産物のPRや生産者と消費者の交流をすすめ、農業や食に関する理解が深まる機会の提供に努めます。
- ③地域における農業生産基盤の保全活動や維持管理の共同活動を推進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 生産者は、消費者ニーズに対応できる安定した農業経営を、また、消費者は市民農業や食に関する理解を進めるよう努めます。
- 農業の持つ多面的機能への理解を深め、多面的機能の維持・発揮に協力します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
認定農業者及び認定新規就農者数	人	96 (H27)	100
各種イベント参加者アンケートにおける吉川産農産物の購入意欲度	%	94.8 (H27)	100

## 第6節 賑わいある商業の振興

### 1 施策の目的

- ・ 事業者の経営の安定・持続と消費者に魅力ある個店の増加と新規創業ができることをめざします。

#### (1) 現状と課題

経営の活性化を目的として経営セミナーを行っていますが、ともに利用者、受講者は横ばい状況となっています。また、中小企業資金融資の申請実績は伸び悩んでいる状況です。

一方、各事業者が連携して実施しているラッピーカード事業、一店逸品事業、なまず特産品販売会、よしかわマルシェを行っており、よしかわマルシェについては、JR 主催の「駅からハイキング」と同時開催をするなど集客の増大を図っています。

今後は、経営相談、経営セミナーは、商工会と連携した取組みも視野に入れ、利用者、受講者の増加を図る。各商業団体の安定した運営や共同事業の効果を高めるため、他団体との協同を模索しながら、これまで同様会員の増加を図る必要があります。また、市内中小企業の優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大や企業間連携を支援していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 個店の安定した経営
- ・ 多様化する消費者ニーズや購買環境の変化に対応した個店のサービス提供
- ・ 消費者の購買意欲を高めるために商業の核となる商店街等の集積
- ・ 各事業者の連携

### 2 施策小項目

#### (1) 経営の安定化

- ①経営革新計画承認取得支援セミナー開催等の経営改善の支援や制度融資の充実等により、個店の経営の安定化を図ります。
- ②個店の魅力を高め消費拡大につながる一店逸品事業や大型店、異業種との連携による取組みを支援します。
- ③経営の改善及び合理化を図るために商業団体や新規創業する事業者を支援します。

#### (2) 商業基盤の整備

- ①吉川駅や吉川美南駅周辺への商業の集積を促進します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 事業者は、顧客ニーズの把握と新製品の開発に努めるとともに、経営改善に取り組めます。
- ・ 商業団体は、研修会やイベント等の実施を通じて消費者の拡大に努めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市内に魅力ある商店がある（買い物したい）と答えた市民の割合	%	74.3 (H28)	80.5
商店数	店	284 (H26)	284 (H31)

## 第7節 活力ある工業の振興

### 1 施策の目的

- ・ 中小企業の経営の安定・持続と新規創業が増加することをめざします。
- ・ 工業団地が整備されることにより、立地企業が増えることをめざします。

#### (1) 現状と課題

経営改善と創業支援等を目的とした経営相談、経営の活性化を目的として経営セミナーを行っています。ともに利用者、受講者は横ばい状況となっています。今後、商工会と連携した取組みを検討し、利用者、受講者の増加を図る必要があります。

また、新たな工業団地の整備は、吉川美南駅周辺整備事業との関係で特に進捗がない状況にありますが、今後整備に向けて情報収集などを行っていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 中小企業の安定した経営と新規創業
- ・ 工業用地の整備
- ・ 企業の立地推進

### 2 施策小項目

#### (1) 経営の安定化

①経営革新計画承認取得支援や経営セミナー開催等の経営改善支援や制度融資の充実等により、中小企業の経営の安定化を図ります。

②工業団体や新規創業する企業を支援します。

#### (2) 工業団地の整備

①東埼玉テクノポリスの拡張やその他地区の工業団地の整備に向け、情報収集と開発手法を研究し事業化を図ります。

#### (3) 企業の立地推進

①工場誘致などを推進していきます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 企業は常に市場や顧客ニーズを把握し、新技術や新製品の開発に努めるとともに、経営改善に取り組めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
工業事業者数	事業所	179 (H26)	211 (H32)

## 第8節 労働環境の充実

### 1 施策の目的

- ・ 雇用の安定と就労機会が拡大されることをめざします。
- ・ 勤労者が安心して働ける労働環境の向上をめざします。

#### (1) 現状と課題

内職希望者に対する提供事業数が固定化しており、作業内容により雇用に至る割合が46.6%となっています。また、若年者就職相談は、景気動向に左右されるため相談者数が伸び悩んでいることから、求職者に対する状況や必要に応じた情報提供などの支援、相談体制の充実等を行っていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 求職者のニーズに応じた就労先の確保
- ・ 勤労者にとって利用しやすい制度融資
- ・ 労働条件や福利厚生の充実など勤労者に対する事業所の取組み
- ・ 働くひとのための相談の利用促進
- ・ 職業紹介機関の検討

### 2 施策小項目

#### (1) 就労機会の拡大

- ①事業所の求人や内職募集などの求人情報の収集に努めます。
- ②商工会と連携協力して市内事業所の求人情報紙を発行するとともに、ハローワークの求人情報を発信します。
- ③若年者等を対象とした相談・就職セミナー等を実施し、若者の就労を支援する相談機関との連携を図ります。
- ④無料職業紹介所やふるさとハローワークなど職業紹介をワンストップで行える拠点の整備を図ります。

#### (2) 勤労者福利厚生の充実

- ①安心して働くことができる職場環境や休業制度など事業所における福利厚生事業の取組みを促進します。
- ②勤労者の住宅取得などに対する制度融資の充実に努めます。
- ③勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰を行います。

#### (3) 働くひとのための相談の利用促進

- ①労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援するための労働相談の利用促進を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 安定した生活を送るための就労に努めます。
- ・ 事業者は、雇用の創出に努めるとともに、従業員のための福利厚生事業を実施します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
多様な働き方認定企業認定件数	社	16 (H27)	34
吉川市内求人情報誌掲載企業数	件	248 (H27)	297



## 第9節 観光の充実

### 1 施策の目的

- 吉川の魅力が広まり、観光客が増加することで賑わいのあるまちになることをめざします。

#### (1) 現状と課題

吉川の認知度を高めるために、吉川のシンボルとなっているなますを観光資源としてPRしていく必要があります。

イメージキャラクターなどの認知度を上げるためには、新たな試みを行うことが必要です。

観光資源整備事業検討委員会において、観光資源の効果的な活用や観光事業のあり方等、観光振興の充実策を検討することが求められます。

また、観光協会の安定した運営を図るため、減少傾向にある会員の増強を支援する必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- 観光資源の有効活用と積極的なPR
- 観光事業の推進に当たり、積極的な市民の関わり
- 新たな観光資源の開発や既存の地域観光資源の掘り起こし
- 観光協会の会員増加支援
- ホームページへのアクセス数向上

### 2 施策小項目

#### (1) 観光事業の充実

- ①観光スポットの形成や観光資源のネットワーク化を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努めます。
- ②なますやイメージキャラクターを活用した商品開発等を促進します。
- ③よしかわ観光協会や観光関連団体との連携を強化し、市民とともに観光事業を推進します。

#### (2) 観光資源の開発

- ①新たな観光資源の開発を促進するとともに、観光資源となり得るものを調査し活用を図ります。
- ②農商工の地域産業と観光の連携を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 観光団体は、観光事業の中心的役割を担い、市とともに観光資源の開発や整備、観光イベントを行います。
- 市民は、観光事業への参加やPRに協力します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
入込観光客数	人	73,000 (H27)	94,900

## 第5章 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり(教育文化部門)

### 第1節 生涯学習による人づくり・まちづくり

#### 1 施策の目的

- ・ 市民が生涯のあらゆる時期において、学習する機会が得られることをめざします。

##### (1) 現状と課題

生涯学習活動へのきっかけづくりや、あらゆるステージにおいて生涯学習活動ができるよう、生涯学習に関する指導者やボランティアなどの人材育成、発掘に努め生涯学習体制の充実を図る必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・ 学習機会の拡充
- ・ 自主的な生涯学習活動の推進
- ・ 年齢層に応じた学習メニューの充実
- ・ 学習情報の効果的な提供
- ・ 生涯学習を行う指導者やボランティアの育成
- ・ 社会教育関係団体の活性化
- ・ 中央公民館など生涯学習施設の適正管理と活動場所の確保
- ・ まんまる予約の効率化の検討

#### 2 施策小項目

##### (1) 生涯学習への支援

- ①学習機会の拡充を図るため、市民講師による講座の開催や出前講座を積極的に活用します。
- ②市民活動やボランティアなどの地域活動へのきっかけづくりとなるよう、各種事業を実施します。

##### (2) 市民参加による事業の推進

- ①「よしかわ市民講座」の実施など、市民が自ら企画・実施する事業展開を図ります。

##### (3) 学習内容の充実

- ①現代的な課題や市民のライフステージに応えた学習プログラムの充実に努めます。

##### (4) 学習情報の提供

- ①NPO、高校や大学などと連携し、市民学習ニーズにあった講座の企画、幅広い情報の提供に努めます。
- ②広報よしかわや市公式ホームページをはじめとする多様な媒体を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。
- ③市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習関連施設による情報提供に努めます。

##### (5) 学習施設の整備充実

- ①市民の学習ニーズに対応できるよう、生涯学習関連施設の充実を図ります。
- ②地域の身近な生涯学習施設として、学校施設の開放に努めるとともに、新たな施設の整備にあたっては、可能な限り複合化することにより学習施設の設置に努めます。

##### (6) 人材の育成・活用

- ①人材を発掘し、生涯学習をすすめるため人材バンクを拡充し積極的に活用します。
- ②生涯学習に関する指導者やボランティアの育成を図ります。

##### (7) 団体の育成・支援

- ①社会教育関係団体における自主的な活動を尊重しながら、自立に向けて支援します。

#### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 公民館等を活用し、主体的に生涯学習に取り組めます。

## 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
生涯学習活動に対する満足度	%	52.4 (H28)	70

## 第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実

### 1 施策の目的

- ・ 家族と郷土を愛し、志を持って生きていく吉川市の児童生徒を育成するために、教職員の資質の向上、学校施設の整備、学校給食の充実、家庭地域との連携をめざします。

#### (1) 現状と課題

子どもたちが確かな学力・豊かな心、健康と体力を持つ中で、自立心に富み、生涯にわたって自己実現と社会貢献を行えるように、実体験とコミュニケーション能力を重視した学校づくりを推進していく必要があります。学力向上について、少人数指導教員や学力向上支援員の配置、教員の計画的な研修により児童・生徒の学力の向上に取り組む必要があります。さらに、教員の資質向上に務める必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 学習意欲を高める
- ・ 基本的な生活習慣を身につける
- ・ 児童・生徒の体力の低下傾向がみられるため、体力づくり
- ・ いじめや不登校などの悩みや問題の解消
- ・ 学校施設、設備の経年劣化に対応した適正管理
- ・ 学校生活に必要な経費を賄えない家庭への支援
- ・ 地域の人々と学校との連携
- ・ 児童・生徒の通学時の安全確保
- ・ 教職員の資質向上と授業力の向上

### 2 施策小項目

#### (1) 確かな学力の向上

- ①多様な学習内容や学習形態により、児童生徒の主体的な学習活動を支援します。
- ②学校の創意工夫を活かした特色のある教育活動を支援します。
- ③吉川市における学力などの現状に関する把握及び分析を行った上で、少人数指導など、個に応じた学習指導の充実を図ります。

#### (2) 教員の指導力の充実

- ①教育課程、生徒指導、特別支援教育、情報教育など多様な研修体制の充実に努めます。
- ②教職員自らが、指導法の工夫改善を研究していく教育研究会の活動を支援します。

#### (3) 健やかな心と身体の成長

- ①健康の保持、増進についての正しい理解を促すなど学校保健の充実に努めます。
- ②心身ともに健康な生活を送れるよう、体力向上の事業を展開します。
- ③人権教育、学校同和教育、男女平等教育などの推進に努めます。
- ④児童生徒の発達状況に応じた適正な就学、進級に努めます。
- ⑤望ましい食習慣を形成するよう、栄養指導の充実に努めます。
- ⑥保幼小連携事業を推進します。

#### (4) 学校施設と教育環境の整備

- ①学校施設の大規模改修を計画的に行うとともに、施設の維持管理に努めます。
- ②小中学校のパソコンの計画的更新に努めます。
- ③「(仮称)第4中学校」を建設し、教育環境の充実に努めます。

#### (5) 進学機会の確保

- ①国の基準に基づき、就学費用を助成します。
- ②教育ローンを利用している方への利子補給事業を実施するとともに、制度の広報活動の充実を図ります。

#### (6) 地域と歩む学校

- ①地域住民・地域企業の学校運営への参画を促し、活気あふれる学校づくりに努めます。
- ②家庭を含む地域全体で学校教育支援する体制づくりとして、学校応援団の活動を支援します。
- ③児童生徒の安全性の確保や学校の配置、規模に配慮しながら、通学区域の適正化に努めます。

④通学路の安全点検を行い、地域と一体となった見守り活動を行います。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 学校を核として、家庭と地域が一体となり、豊かな心、学力、体力の向上に努め、生きる力を養います。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
全国学力・学習状況調査における算数Aの平均正答率（小学生）	%	75.3 (H27)	79.3
全国学力・学習状況調査における数学Aの平均正答率（中学生）	%	55.5 (H27)	63.5
「将来の夢や目標を持っていますか」の項目の、「当てはまる」、「どちらかと言えば当てはまる」と考える児童の割合（小学生）	%	86.6 (H27)	92

## 第3節 青少年健全育成の充実

### 1 施策の目的

- ・ 次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となることをめざします。

#### (1) 現状と課題

青少年の健全育成については、地域ぐるみで取り組む必要があります。市内の児童生徒が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となるため、学校教育のみならず地域と連携を図り、既存の事業を効果的に機能させつつ展開に努める必要があります。

特に、小中学生のいじめの根絶について、「いじめはどの子どもにも起こり得る」というこれまでの視点を保つ中で、いじめ防止対策推進法に基づいた「いじめ防止のための基本方針」を策定しましたが、それに基づきいじめ防止対策のさらなる充実を図る必要があります。

健全育成活動について、市民への啓発活動の強化に努める必要があります。

教育相談活動について、学校相談員連絡協議会において、各相談員の資質向上に努める必要があります。

非行防止活動の充実に関して、青少年の健全育成や非行防止抑止力に重点を置いた活動を検討していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 子どもたちが社会性を育み規範意識を身につける
- ・ いじめや不登校に素早く対応し解消する

### 2 施策小項目

#### (1) 健全育成活動の充実

- ① P T A 連合会などへの支援と指導者の育成に努めます。
- ② 青少年育成推進員、補導委員等と連携し、市民への啓発活動、環境浄化活動、パトロールなどを実施し、青少年健全育成活動の充実を図ります。
- ③ 青少年育成吉川市民会議の活動を支援します。

#### (2) 教育相談活動の充実

- ① さわやか相談員・あおぞら相談員の配置など相談機能を充実します。
- ② 少年センターにおける電話相談や来所相談、訪問相談など充実を図ります。

#### (3) 非行防止活動の充実

- ① 地域や関係機関との連携による補導活動などを展開します。

#### (4) いじめや不登校の早期対応・解消

- ① 「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見、解消を図ります。
- ② いじめ防止や不登校対策のため、学校での組織的対応に加え、さわやか相談員、あおぞら相談員等の相談業務を充実させます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 地域ぐるみの健全育成や P T A による地域の青少年の健全な育成活動を行っていきます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
市内不登校児童生徒率	%	小学校 0.35% 中学校 2.23%(H27)	小学校 0.2% 中学校 2.0%
「規律ある態度」⑤あいさつの項目において達成率 80%以上の学年数(県学力・学習調査)	学年	5 (H27)	9

## 第4節 幼児教育の充実

### 1 施策の目的

- ・ 小学校就学前の子どもたちが生活や学習の基礎を身に付けられることをめざします。

#### (1) 現状と課題

吉川市保幼小連携協議会を開催する中で、関係職員が保育所・幼稚園・小学校に相互に学習参観や情報交換を行っています。

「幼児教育事業」について、保幼小連絡協議会を引き続き開催し、保育所・幼稚園・小学校が相互に学習参観や情報交換を行い、未就学児のスムーズな小学校就学に繋げていく必要があります。

また、幼稚園に子どもを就園させている保護者には、引き続き幼稚園就園奨励費により保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、各幼稚園とも連携しながら幼児教育の充実を図っていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 幼児教育を望む保護者への経済的負担を軽減
- ・ 基本的な生活習慣が身につけていないことや、小学校生活不適應への対応

### 2 施策小項目

#### (1) 幼児教育の支援

①国の補助基準額に基づき、世帯の所得状況等により幼稚園の就園にかかる費用を助成します。国の基準以上の世帯に対しても、市負担により助成します。

②私立幼稚園の運営に対し助成します。

#### (2) 保育所・幼稚園・小学校の連携

①保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の相互体験研修や情報交換を実施し、保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図ります。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 健全な幼児の育成に努めます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
30日以上(累計)欠席(傷病を除く)をした小学校1年生の人数	人	1 (H27)	0
年度当初において3歳以上の未就学児に対する幼稚園へ入園している児童の割合	%	66.49 (H27)	69

## 第5節 家庭・地域・学校の連携

### 1 施策の目的

- ・ 家庭の中で、子どもが社会で生活する力が身につくことをめざします。
- ・ 子育て家庭を地域で支えることをめざします。

#### (1) 現状と課題

夫婦共働きなどにより、家庭教育学級への保護者の参加が厳しい状況にあります。また、講座の内容においては、保護者の意向も踏まえ検討が必要です。

さらに、子ども体験活動の担い手が少なくなってきました。

子ども達の生活実態を的確に把握し、子育て世帯の支援と地域・家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育推進事業や子ども体験活動事業などの推進を図るとともに事業を通して人材の発掘にも努めていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣を身につけさせるための家庭の教育力向上
- ・ 地域の教育力をネットワークするためのコーディネート役の育成
- ・ 地域の人材発掘や積極的活用
- ・ 放課後子ども教室の開室の検討

### 2 施策小項目

#### (1) 家庭教育学級の充実

- ①家庭教育学級の開催について、曜日や時間など利用者のニーズに即した柔軟な対応を図ります。
- ②家庭教育学級における学習機会の充実のため、食育など子育てに関する企画や講師の紹介などの支援に努めます。

#### (2) 保護者への支援

- ①家庭教育に関する講座などの開設や情報提供を行うとともに、子育てで孤立してしまう人を支援するため、情報交換の場づくりなどを行います。

#### (3) 地域の教育力の活用

- ①「地域の中で子どもを育てる」という視点から、世代間交流やボランティア活動など各種体験活動プログラムの企画・実施をすすめます。
- ②専門的な技術や知識を持った教育ボランティアの積極的な活用をすすめます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 家庭の役割を見つめ直し、子どもに社会で必要となる基本的な力を身につかせます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
家庭教育学級への参加率（未就学）	%	38.4 (H27)	50
家庭教育学級への参加率（小中学校）	%	32.5 (H27)	50
地域寺子屋事業の実施団体数	団体	6 (H27)	9



## 第6節 多彩で個性ある文化の創造と伝承

### 1 施策の目的

- ・ 市民の自主的な芸術文化活動を通して地域に根ざした文化の振興と、郷土の歴史や文化が広く伝承されることをめざします。

#### (1) 現状と課題

市民の郷土に対する愛着と関心を深めるため、市史の刊行を進めるとともに、市民の協力を得ながら文化財調査を行い、文化財の保護、保存に努める必要があります。

また、市史編さん事業で収集した資料を保存し、活用を図っていく必要があります。

一方、芸術文化活動に関し、市民の芸術文化活動の発表の場の確保や文化連盟をはじめとする団体の育成や活性化を図るため、芸術文化活動への支援を推進する必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 貴重な歴史資料を発掘、調査して保存し、後世に伝えていく
- ・ 芸術文化活動に関し、新たな団体の育成や活性化を図る
- ・ 歴史資料の保存場所と市民が閲覧できる場所の確保

### 2 施策小項目

#### (1) 文化財の保護・保存

- ①市民の協力のもと市内全域における文化財調査をすすめます。
- ②市指定文化財としての保護・保存に努めます。

#### (2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用

- ①歴史資料の保存をします。
- ②市史編さん資料の公開や調査報告書などの刊行に努めます。
- ③歴史資料の有効的な活用をします。

#### (3) 文化財愛護活動の推進

- ①郷土の歴史や文化財に関する講座、見学会などを開催します。
- ②郷土芸能の維持や郷土の歴史の啓発、伝承を通して市民の愛着心や郷土愛を育みます。

#### (4) 芸術文化活動への支援

- ①市民文化祭や作品展などを開催し、芸術文化活動の発表の場を確保します。
- ②人材バンクなど指導者を積極的に活用し、文化連盟をはじめとする団体や個人の育成に努めます。
- ③若者から高齢者までが参加する市民劇団を設立し、芸術文化の振興を図ります。

#### (5) 施設の整備充実

- ①郷土資料館の維持管理に努めるとともに、歴史資料の保存場所や展示スペースの確保を検討します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 芸術文化や郷土の歴史・文化財に対する関心を深め、郷土を愛します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
芸術文化に触れ合う機会の満足度	%	37.6 (H28)	50

## 第6章 まちづくりの推進のために(行政運営)

### 第1節 広聴・広報の充実

#### 1 施策の目的

- ・ 市政に反映させるために、的確な市民ニーズを把握することをめざします。
- ・ 市政を市民に伝えることで理解が高まることをめざします。

##### (1) 現状と課題

市民意識調査での広報よしかわの満足度は約8割と非常に高くなっています。またホームページへのアクセス数も増えており、多くの人に市の情報を提供できていると考えられます。一方、インターネットを使った情報提供手段はSNSなど多岐にわたっており、市民ニーズを的確にとらえた情報提供手段を用いる必要があります。

また、広報よしかわについては、より多くの市民の方に手に取ってもらうように取り組む必要があります。また、紙媒体以外でも市民が手軽に広報紙を読めるような情報提供手段を導入していく必要があります。

さらに、市長等が市民と直接対話する機会を今後も引き続き設けていく必要があります。

##### (2) 取組みの方向性

- ・ より多くの市民から意見を求める
- ・ 聴取した意見に対する市の考え方を明らかにしていく
- ・ より多くの市民へ等しく情報を伝達する
- ・ 効果的な情報発信（ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの活用）

#### 2 施策小項目

##### (1) 広聴の充実

- ① 市政についての意見・要望を様々な手段により聴取し、まちづくりに活用します。
- ② 広聴活動を通じて、市民とのコミュニケーションを高めます。

##### (2) 広報の充実

- ① 「広報よしかわ」やスマートフォンへの広報よしかわの配信、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめ、様々な手段を活用し、市政情報等を正確に伝えます。

#### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市が展開する施策に対する理解と関心を高めるとともに、積極的に市政に対し意見・要望などを発信します。

#### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
広報よしかわを読んでいる率 （「毎月」）	%	62.9 (H28)	77
プレス発表における新聞等への 掲載回数	件	71 (H27)	88

## 第2節 情報公開の推進

### 1 施策の目的

- ・ 市民が必要な市の情報を必要なときに入手できることをめざします。
- ・ 市の保有している個人情報をも本人の権利利益を害することのないよう管理することをめざします。

#### (1) 現状と課題

情報公開・個人情報保護制度の周知について、年1回の「吉川市情報公開・個人情報保護審査会」への報告とともに、広報よしかわや市ホームページにより広く周知してきました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例を改正し、特定個人情報の取扱いについて対応できるようにしました。今後も、職員への継続的な研修により市民の権利を守っていく必要があります。

積極的な情報の提供については、市議会の開催状況や会議録を市ホームページで閲覧できるようにし、アクセス件数は年々伸びてきました。市民が必要な市の情報を、必要な時に入手できるよう推進していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 情報を知る権利を市民に十分知らせる
- ・ 情報公開・個人情報保護の取扱いに対する職員の正しい理解
- ・ 積極的な情報の提供を行う

### 2 施策小項目

#### (1) 情報公開・個人情報保護の適正な運用

- ①ホームページ、広報紙を通じて積極的に情報公開制度・個人情報保護制度を周知します。
- ②市民からの請求に応じ、公文書などの公開を行います。
- ③保有する個人情報を本人の請求に応じて開示します。
- ④一定のルールの下で、個人情報の収集や管理、利用を行い、市民のプライバシーを保護します。

#### (2) 積極的な情報の提供

- ①各種事業の進捗状況や行政課題などの情報を積極的に提供します。
- ②市政の透明性を確保し、市政に対する信頼と関心を高めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市が保有する公文書を情報公開請求、個人情報の開示請求をすることにより、市政運営や個人情報の管理などが適正に行われているかをチェックします。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
情報公開制度・個人情報保護制度研修の終了者数	人	172 (H25年度からH27年度の累計)	300 (H29年度からH33年度の累計)

## 第3節 情報化の推進

### 1 施策の目的

- ・ 情報通信技術を積極的に活用し、市民の利便性の向上をめざします。

#### (1) 現状と課題

情報機器の適正な管理運用については、必要に応じた情報システムの更新、改修を実施してきましたが、今後も費用対効果や事務効率の向上を重視し、十分な検討のもと実施していく必要があります。

情報通信技術を活用した利便性の向上について、今後は国が推進する社会保障・税番号制度（マイナンバー）により整備されるマイナポータルや埼玉県が新たに更新する電子申請システムの活用で推進できないか検討する必要があります。

また、マイナンバー制度の導入に伴い、証明書のコンビニ交付サービスについて、円滑な導入を図るとともにサービスを利用する際に必要となるマイナンバーカードの交付を進める必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 情報機器やネットワークを活用したサービスの質の向上
- ・ 多様化するライフスタイルに合わせたサービス

### 2 施策小項目

#### (1) 情報機器の適正な管理運用

- ①情報機器を効率よく活用するために研修を行います。
- ②情報漏洩事故を防ぐため、人的かつ物理的な、様々なセキュリティ対策を実施します。
- ③提供するサービスに合わせ適切な技術を活用していきます。

#### (2) 情報通信技術を活用した利便性の向上

- ①窓口に出向かなくても行政手続きができる電子申請の仕組みを構築します。
- ②市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを実施します。
- ③電子申請や証明書のコンビニ交付サービスの利用に必要なマイナンバーカードの普及に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ マイナンバー制度の内容を理解し、カードの取得並びに活用を行うとともに市が展開する窓口サービス業務の電子化に対して、意見や要望などを伝えます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
情報通信技術を活用した手続きの導入件数	件	3 (H27)	8

## 第4節 計画的、総合的な行政の推進

### 1 施策の目的

- ・ 明確な目標設定と評価、評価に基づく継続的改善が行われることをめざします。
- ・ 市民満足度のより一層の向上をめざします。
- ・ 社会情勢などにより変化する行政需要に対応できる組織をめざします。
- ・ 各部局が必要としている人材の確保と職員の能力向上をめざします。

#### (1) 現状と課題

多様化する市民ニーズや当市を取り巻く新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、効率的・効果的な行政運営を行っていくためには、今ある経営資源の効率的な活用や、民間企業のお考え、手法を市政運営に取り入れ「第4次よしかわ行財政改革大綱」を着実に推進する必要があります。

さらに、人材確保策の充実を図る取組みを検討するほか、効率的な業務執行を図るために研修の実施や組織の見直しを行うとともに、職員の健康保持増進を図る必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 総合振興計画を着実に推進していくための成果に基づく進行管理
- ・ 確立したマネジメントサイクルの活用
- ・ 職員の意識改革と業務改善を進め、効率的で均一な質の高い行政サービスを提供
- ・ 変化する行政需要に対応した組織づくり
- ・ 職員の能力・特性の把握と時代に対応した能力開発
- ・ 必要な人材の確保

### 2 施策小項目

#### (1) 行政評価によるマネジメントの推進

- ①行政評価制度を活用することにより、計画の進行管理を行うとともに、的確な目標設定、施策と事務事業の連動を図ります。
- ②施策評価・事務事業評価を活用し、行政資源の効果的・効率的な配分に努めます。

#### (2) 品質マネジメントシステムの推進

- ①ISO9001（品質マネジメントシステム）による継続的改善をすすめます。

#### (3) 計画的な行財政改革の推進

- ①行財政改革大綱に基づき、行財政改革を着実にすすめます。
- ②よしかわ定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めます。

#### (4) 組織体制の整備

- ①変化する行政需要に的確に対応するため適宜組織を見直します。

#### (5) 人事管理の充実

- ①人事評価制度などを活用することにより、職員の能力、適性の把握に努めます。
- ②変化する行政需要に対応するため、必要とされる能力を把握し、職員研修を充実させるとともに、自己啓発支援を拡充します。
- ③求める人材を確保するため、様々な人材確保手法を活用します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市の施策に対する関心を高め、まちづくりの想いを共有します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
吉川市全体の取組みに対する満足度	%	78.9 (H28)	80
事務事業評価の達成度	%	77.7 (H27)	80

## 第5節 持続可能な財政運営

### 1 施策の目的

- ・ 計画的な行政運営を推進するために必要な財源が確保できるよう、継続的かつ安定的な財政運営をめざします。

#### (1) 現状と課題

税負担の公平性を確保するため、新たに市税と国民健康保険税の徴収一元化を行い、業務の効率化や市民サービスと収納率の向上を図ってきました。

納税催告の徹底や相談窓口を開設することで適正な納税を促すとともに、自主納付の見込みがない滞納者に対しては徹底した滞納処分を実施し、公平な税負担を確保するとともに、滞納額の縮減を図る必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 中長期的な展望に基づく健全な財政運営
- ・ より適正な使用料や手数料の設定
- ・ 税負担の公平性の観点から、滞納の解消
- ・ 税外債権の滞納金額の徴収

### 2 施策小項目

#### (1) 計画的な財源配分

①実施計画を基に、年度ごとの財源配分を設定し、計画的な財政運営を行います。

#### (2) 計画的な市債の活用

①償還計画を踏まえ、市債発行の計画的な活用に努めます。

#### (3) 財源の確保

①必要に応じて使用料・手数料の見直しを行い、負担の適正化を図ります。

②適正かつ公平な賦課徴収に努めます。

③税の制度について、市民や事業者の理解が深まるようPRします。

④税外債権の徴収に努めます。

#### (4) 財政状況の公開

①市の予算・決算に関して、わかりやすい情報提供に努めます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市の財政状況を理解し、自ら行うことは自ら行います。
- ・ 市税に対する理解を深め、納期限までに完納できるよう心がけます。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
実質公債費比率	%	4.5 (H27)	10
市税の収納率	%	98.8 (H27)	99

## 第6節 公有財産の適正管理

### 1 施策の目的

- 行政サービスの提供に必要となる適正な財産保有と公有財産の効率的・効果的で適正な管理をめざします。

#### (1) 現状と課題

公共施設やインフラの維持・管理には膨大な費用がかかることに對し、多くの施設については経年劣化が進んでいる状況です。

吉川市の所有する公共施設やインフラを総合的かつ効率的に管理・運用するために策定した公共施設等総合管理計画に基づき、個別に施設長寿命化計画を策定していく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- 未利用市有地の適正な管理
- 庁舎の耐震性能の不足、狭隘、建物及び設備の老朽化の進行、バリアフリー対策、地球環境問題、駐車場不足などの課題を解消
- 公共施設やインフラに対しての実態把握と計画的な管理

### 2 施策小項目

#### (1) 公有財産の適正管理

- ①使用目的の無い公有財産については、売却等の処分や有効活用を行います。
- ②公有財産管理に係る業務委託契約を一元化します。
- ③環境対応車を計画的に導入します。

#### (2) 新庁舎の建設

- ①災害に強く、経済性、機能性に配慮した庁舎の建設をめざします。

#### (3) 公共施設等のマネジメント確立

- ①公共施設、インフラの更新等に関して調査、研究を行い、大枠の方針、長寿命化、建て替え等に関するトータルマネジメント計画の策定をすすめます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 庁舎をはじめとする公有財産等の売却・処分、適正な維持管理や新庁舎建設に関して、関心を高めるとともに、情報を共有化し意見等を行政に発信します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
耐震性を確保した新庁舎の建設	—	—	平成30年度 完成予定

## 第7節 地方分権の推進

### 1 施策の目的

- 自己決定、自己責任で、地域の問題を解決することをめざします。

#### (1) 現状と課題

第四次埼玉県権限移譲方針に基づくとともに、幅広い市民サービスが提供できるよう、積極的に事務の権限移譲を受けています。

また、吉川市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町の近隣5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議における公共施設の相互利用などの取組みをはじめ、吉川市、越谷市、松伏町の2市1町による斎場の運営など、広域連携に取り組んでいます。

今後についても、市民サービスのさらなる充実のために、権限の委譲を積極的に進めるとともに広域的な視点での対応が必要な課題等については、近隣市町などとの連携による取組みを進める必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- 自己決定するための権限と財源の確保
- 今後発生し、または変化する行政需要への効率的な対応

### 2 施策小項目

#### (1) 権限移譲の推進

①自治体として自主的・主体的に取り組む仕組みづくりとともに、地域の課題を解決できる体制の確立のため、求められる権限の研究と受け入れをすすめます。

②幅広い市民サービスを提供するため、必要な権限と財源の移譲を国や県に求めます。

#### (2) 広域連携の充実

①近隣市町と広域的な行政課題の調査研究をすすめるとともに、効率的で効果的な行政サービスのための広域連携をすすめます。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- 地方分権に向けた市の取組みについて関心を持ち、理解します。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
計画期間内の権限移譲事務数	事務	—	5 (H29年度からH33年度の累計)



## 第8節 シティプロモーションの推進

### 1 施策の目的

- ・ 市民が誇りに思えるような吉川市の魅力を創出するとともに、市内外に発信することで、まちの価値を高めることをめざします。

#### (1) 現状と課題

吉川市は全国でも数少ない人口が増加している活気あるまちですが、全国的に進行している少子高齢化の波が、いずれ吉川市にも押し寄せてくることに備える必要があります。

そこで、吉川市の魅力を再発見・発掘し、吉川に対する誇りと愛着心を醸成し、多くの市民が「住み続けたいまち」と思うまちを創っていくとともに、多くの方に「住みたいまち」と選んでもらえるように魅力の発信をしていく必要があります。

#### (2) 取組みの方向性

- ・ 今ある市の魅力や資源の発掘と充実
- ・ 新たな魅力の創出
- ・ 市の魅力や資源の積極的、効果的な発信

### 2 施策小項目

#### (1) 魅力の発掘と充実

- ①市の歴史や文化・産業などの魅力や資源について再考察をすすめます。
- ②地域資源のブランド化をすすめます。
- ③市内外へ地域の魅力や資源に関する情報の発信に努めます。

#### (2) 新たな魅力の創出

- ①市の魅力を発信するためのイベントを実施します。
- ②新たな地域資源の開発を支援します。

### 3 関連する市民・地域等の取組み

- ・ 市の歴史や文化、産業に興味を持ち、SNSなどにより情報を発信します。
- ・ 市の新たな魅力の発見や創造を行います。

### 4 施策指標・目標指標

指標名	単位	現状値 (基準年度)	目標値 (H33年度)
吉川市への愛着度	%	78.3 (H27)	80
人口の増加	人	71,179 (H28年4月1日)	75,000

## 重点テーマ

将来都市像の実現を目指すとともに、社会潮流や市民意識調査などによる重要性、必要性のある取組みや、今後吉川市にも及んでくる人口減少・高齢化社会を見据え、後期基本計画の計画期間内に特に積極的に推進すべき取組みを「重点テーマ」として位置付け、施策横断的に展開していきます。

なお、重点テーマに対する取組みを「重点施策」として推進するとともに、さらに関連する施策を「関連施策」に位置付け、重点テーマの着実な推進を図るものです。

### I 市民の安全・安心を高める

将来に起こりうる甚大な地震災害や当市の地勢から対応が継続的に求められる水害、その他のあらゆるリスクから市民の生命、財産を守り、安全で安心なまちをめざします。

#### 【重点施策】

##### ●災害に強いまちづくり

東日本大震災の経験、竜巻災害、平成27年9月の関東・東北豪雨などを踏まえ、今後発生しうる災害に対応できるよう、平常時における個人の防災対策に対する働きかけを行うとともに、地域防災力の充実強化として、自主防災組織の活動を高めていきます。

また、水防体制の充実を図るとともに、耐震化の支援を行います。

さらに、武力攻撃事態や大規模テロなどの新たな脅威に対する体制整備を図ります。

##### ●総合的な治水対策の推進

吉川市総合治水計画も策定されてから10年以上が経過し、周辺環境の変化が生じていることから、改定をしていきます。

一部のポンプ場施設について、「長寿命化計画」に基づく機械・電気設備の更新を引き続き実施していきます。また、吉川駅周辺の浸水被害を軽減させるため、計画に基づき機械・電気設備の更新を継続します。

## Ⅱ 子どもの笑顔で満たされたまちをつくる

住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児ができるようにします。

また、子どもが確かな学力・豊かな心、健康と体力を身に付けるとともに、自立心に富み、生涯にわたって自己実現と社会貢献ができるように支援します。

### 【重点施策】

#### ●未来を育む児童福祉の推進

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うために、産前・産後の支援の充実を図るとともに、子育て家庭の孤立化の解消、子育てにかかる負担軽減のための相談や情報提供の充実、保育所待機児童ゼロを目指した施設整備を促進します。

また、子どもたちの放課後が充実したものとなるように、地域と連携しながら支援を行います。

#### ●豊かな人間性を培う学校教育の充実

確かな学力、豊かな心、健康と体力を身に付け、想像力と独創性を持った子どもを育てるために、すべての学校において学力向上策の策定、心の教育の充実、体力の向上を図っていくとともに、教職員の指導力の向上のための研修の実施などによる教職員の資質向上と授業力の向上を図ります。

#### ●家庭・地域・学校の連携

家庭において、子どもが社会で生活する力を身に付けることができるよう、家庭教育に関する講座などの開設や情報提供を行うとともに、子育てで孤立してしまう人を防ぐため、情報交換の場づくりなどを行い、保護者を支援します。

### Ⅲ まちの価値を高める

地域産業の成長を図るとともに、吉川に住む人々が吉川の魅力を知り、好きになり、自慢したくなるよう、吉川への愛着心を醸成します。

#### 【重点施策】

##### ●魅力ある農業の振興

未来を見据えて攻める農業を推進するために、吉川市に合った農地の集積化や集約化を支援すると同時に、農業基盤整備をします。また、付加価値を高める取組としてブランド化を推進します。

さらに、市民に理解される農業振興に向けて、農業の拠点づくりやPR活動等を推進しながら交流を進めます。

##### ●賑わいある商業の振興

中小企業の活性化や販路拡大などを推進します。

##### ●活力ある工業の振興

企業と行政の連携を図るとともに、優れた技術や製品の情報を発信し、販路拡大や企業間連携を支援します。

##### ●シティプロモーションの推進

市の歴史や文化、産業などの地域資源の掘り起こしと、新たな魅力の創出をすすめることで、郷土愛を醸成し「住み続けたい」と思うまちを創るとともに、「住みたいまち」として選んでもらえるよう市内外への情報発信に努めます。

## IV まちの住みよさを高める

市民一人ひとりが安らぎと潤いを感じられるように取組みを展開します。

### 【重点施策】

#### ●みどり豊かなまちづくり

公園における遊具や施設の老朽化を受けて、「公園再生プロジェクト」を立ち上げ、再生に向けて新たなコンセプトを定め、遊具や修景施設などの見直しを行います。

#### ●新しい市街地の整備

吉川美南駅東口周辺地区は、新たな玄関口にふさわしい土地利用を図るため、「笑顔と緑あふれるみんなの庭」をコンセプトにした土地区画整理事業を推進します。

#### ●充実した公共交通網の整備

バス路線網の充実を図るとともに、新たな公共交通の導入も含めた市内全体の公共交通ネットワークの構築を推進することで、公共交通機関を利用した移動機会の確保に努めます。